平成18年12月6日(水曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)																		
1	Ⅰ番	亲	Я	宮	征	_	諄	議員		2	2番	12	Ė	藤		豙	ጀ	議員
3	番	則	鳥	田	俊	廣	諄	議員		4	4番	木	某	津	博	Ⅎ		議員
Ē	番	オ	t	村	寿	太郎	諄	議員		(6番	木	K)	田		孝	ž	議員
7	7番	猪	首	倉	謙:	太郎	諄	議員		8	8番	7	ī	Ш	忠	郭	轰	議員
g	番	金	<u>۸</u>	木	賢	也	諄	議員		1 (3 番	劳	±	木	春	큳	Ē	議員
1 1	番	朴	白	倉	信	_	諄	議員		1 2	2番	青	5	橋	勝	文	ζ	議員
1 4	4番	셛	Ė	藤	良	_	諄	議員		1 !	5番	12	Ė	藤	暘	于	Z	議員
1 6	香香	JI		越	孝	男	諄	議員		1 7	7番	Þ	7	藤		助	F)	議員
1 8	3番	尹	ß	須		稔	諄	議員		1 9	9番	12	Ė	竹	敬	_	-	議員
2 () 番	這	ŧ	藤	聖	作	諄	議員		2	1番	f	₽	藤	忠	身	3	議員
○欠席讀	議員 (14	当)															
1 3	3番	髙	5	橋	秀	治	諄	議員										
○説明の	つため	り出席	ました	こ者の〕	職氏名	í												
佐	藤	誠	六	市		ŧ	長			荒	木		恒	助			役	
安排	系子	勝	_	収	<i>)</i>		殳			大	谷	昭	男	教	育才	を員	長	
奥	Щ	幸	助	į	委 員					佐	藤	勝	義	農	業委員	会会	長	
那	須	義	行	į	委員会事		1			片	桐	久	志		合政			
秋	場		元	郥	才務⋾					菅	野	英	行		合政策 改革推设			
尾	形	清	_			課企業	É			Ξ	瓶	正	博	税	務	課	長	
有	Ш	洋				生室長 注 軸 ほ	=			浦	Щ	邦	憲	建		課		
泪	711	/ T				活課 [都 市	又			/用	Щ	/ b	忠		- 設 ・緑・1		長ぎ	
柏	倉	隆	夫		医備室					犬	飼	_	好	10	推進記			
佐	藤		昭	下	水道	1課	툿			安	系子	政	_	農	林	課	長	
兼	子	善	男			光課長				斎	藤	健	_		康福			
鈴	木っ	英	雄	会	計		長			荒]	貴	久		道事			
兼	子	艮	_	抦	院事	務長	툿			芦	賀	友	幸		拉力			
熊	谷	英	昭	学	校教	育課長	툿			菊	地	宏	哉	-	校 教 4導推			
エ	藤	恒	雄			スポーツ 課 長				安孙	系子	雅	美	監	查	委	員	
宇	野	健	雄		查 事務局	委 員 引長				清	野		健		業 委 事 務 月			
○事務局職員出席者																		
鹿	間		康	事	務	局長	長			渡	辺	秀	行	総	務	主	查	
大	沼	秀	彦	総	務	係長	人											

議事日程第2号

第4回定例会

 議事日程第2号
 第4回定例会

 平成18年12月6日(水)
 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、髙橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成18年12月6日(水)

(第4回定例会)

1 /3%	「0年 2月 0日 (小 <i>)</i>									~ / _
番号	質 問 事 項	要	旨	質	1	月	者	答	弁	者
1	介護保険制度につ	制度改正後の利用者の	状況について	1 5	番			市		長
	いて	要介護から要支援に移行	うした人はどれ	佐	藤	暘	子			
		くらいいるのか								
		介護度の見直しで介護し	/ベルが引き下							
		げられた高齢者の対策	について							
		保険料、利用料の負担								
		地域包括支援センター	について							
		(イ)特定高齢者はどのよ	うにして把握す							
		るのか								
		(ロ)総合的な相談窓口の)利活用をどのよ							
		うに普及していくの	か							
		(ハ)虐待防止についてと	う取り組むのか							
2	市立病院について	市立病院の今後のありた	うについて市長					市		長
		の考えは								
		病院整備計画に対する	考えは							
		医師確保の対策につい	τ							
		リハビリ適用除外とされ	こた人への対応							
		について								
3	広域観光の振興に	仙台と本市も含んだ村山	山地域との交流	5 耆	K E			市		長
	ついて	について		木	村	寿太	郎			
		今回登録申請される世界	浸産とのかか							
		わりについて								
4	少子化対策につい	少子化の現状と人口減少	>社会が到来し	7 컵	K			市		長
	て	たことについて		猪	倉	謙太	郎			
		少子化対策の視点に立っ	た施策につい							
		τ								

		新たな少子化対策の具体的な推進につ					
		いて					
5	地域農業の振興に	集落営農組織の構築と課題について	6番			市	長
	ついて	適正な土地利用計画の策定及び農地転	松田	1	孝	農業委員会	
		用許可制度の適正な運用と諸施策につ				会	長
		いて					
6	医療行政について	市立病院経営の課題解決に向けた広域	11番	÷		市	長
		的対応の検討について	柏倉	信	_		
7	教育行政について	安全・安心対策における情報通信技術				教育	委員長
		の活用状況について					
		携帯電話による子供安全情報配信シス					
		テムの検討について					
		情報機器を活用した防犯システムの研					
		究について					

佐藤暘子議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号1番、2番について、15番佐藤暘子議員。
 - 〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕
- ○佐藤暘子議員 おはようございます。私は、日本共産党を代表し、市民から寄せられた要望や意見を踏まえ、通告している項目について市長の見解を伺います。市民の声を真摯に受けとめ、誠意ある答弁をお願いいたします。

最初に、昨年10月に制度改定が行われた介護保険のその後の利用者の状況について伺います。

介護保険制度は、高齢化が進んだことと介護保険利用者が政府の予想以上にふえたことにより給付費が伸び続けていることから、政府は利用者に対する大幅な負担増を求めてきました。昨年10月より施設入所者に対する大幅な改定が行われ、これまでの1割の利用料にホテルコストと食事代が加算されることになりました。特別養護老人ホームあるいは介護老人保健施設などに入所している方で、経済的な理由で施設を退所した人はいないかどうか伺います。

さらに、今年4月からは、介護予防を重視し、自立した生活ができるように支援していくといった国の考えのもとに、これまでのランクを見直し、要介護1などの軽介護者を要支援1、2に振り分けて予防介護を実施していくとしました。要介護から要支援に移行した人は何人いるのか、それは要介護1の何割ぐらいか。要支援に移行した人たちには、その人に適した予防プランを作成して、プランに基づいた予防介護を受けさせるとされていますが、予防プランをなかなかつくってもらえない状況などもあると聞いています。寒河江市の予防プランの作成状況はどのようになっているのか。予防プランを作成してもらった人たちは、どこで、どんな予防介護を受けるのか。マシンを使った筋力トレーニングなどを受けている人はいるのかどうか伺います。

また、介護度が引き下げられた人の中には、これまで介護保険で利用できた福祉用具のベッドや電動車 いすなどのレンタルができなくなった人も出てきています。介護保険の適用から外された人は何人いるの か。これらの人たちの中には、ベッドや車いすなどによって日常生活を維持できた人もいると思いますが、 利用できなくなったことで生活の質が低下してしまう人も出てくると思われます。こういった人たちへの 対応をどのように考えているのか伺います。

これまでにも、低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について市長の見解を伺ってきましたが、いまだに実施されておりません。今年は、税制改定により住民税が一気に高くなった人が大勢います。殊に高齢者にとっては、老年者控除の廃止や公的年金控除の引き下げ、定率減税の半減などにより、実質的な所得はふえないのに税制面では非課税から課税になったり、所得段階が一気に2段階も上がったりした人もいるのです。所得段階のアップは、国保税や介護保険料、利用料のアップに連動します。

平成17年度の決算に出ているとおり、第1号被保険者で介護保険料を納付書で納めることになっている 低所得者の中には滞納をする人が依然としてふえています。このような状況を少しでも改善しようと、山 形県内でも自治体独自で保険料や利用料の減免や軽減を実施している市町村があります。保険料について は、山形市、東根市、鶴岡市、酒田市、大江町、白鷹町が減免を実施しています。利用料については、山 形市、天童市、鶴岡市、酒田市、米沢市、尾花沢市、山辺町、西川町の6市2町で何らかの利用料の軽減 措置を実施しています。寒河江市においても、低所得者に対する保険料、利用料に対する軽減措置をとる べきと考えますが、市長の考えを伺います。

次に、地域包括支援センターについて伺います。

改定介護保険制度では、65歳以上の高齢者の約5パーセントを特定高齢者、すなわち要支援や要介護になるおそれのある高齢者を対象として予防介護を実施するとしていますが、これらの人をどのようにして把握するのか、何名ぐらいを見込んでいるのか伺います。

次に、総合的な相談窓口の利活用をどのように普及していくのかについて伺います。

地域包括支援センターは、介護予防や介護支援、介護を支える地域のネットワークづくり、さらには権利擁護やケアマネジャーの指導や相談など、地域の高齢者を丸ごと支援するための総合センターだととらえています。この機能がうまく生かされれば、高齢者が住みなれた地域で安心して老後を迎えることができると思うのですが、市民の総合的な相談窓口としてはまだまだ周知していないのではないかと思われます。さまざまな悩みや相談ができ、信頼されるセンターとしてどのような利活用を考えているのか伺います。

また、このセンターには、高齢者の人権を守る大きな役割として、虐待の早期発見や防止などの仕事があります。高齢者の介護に関する虐待が大きな社会問題になっています。密室の中で行われることが多いため、なかなか表面には出てきませんが、弱い立場に置かれた高齢者が何の抵抗もできずに被害に遭っているケースが多いようです。寒河江市においては、虐待に関する相談はなかったかどうか伺います。

さらに、虐待の早期発見や未然防止に十分気をつけなければなりませんが、どのような対策、方法をとっているのか伺います。

次に、通告番号2番、市立病院の今後のあり方についてお伺いいたします。

自治体病院の経営については、どこの病院でも同様に医師不足や医療制度の改定による診療報酬の引き下げ、入院日数の短縮など厳しい条件のもとにあり、厳しい経営が強いられています。寒河江市立病院においても、医師不足に苦しみながら医師の確保に懸命の努力を続けてこられました。しかし、ここ数年赤字決算となり、累積欠損額が3億円を超す事態となっています。寒河江市立病院は、市民にとってはもちるんのこと、西村山全域にとっても中核医療機関としてなくてはならない病院です。健全化を図りながら、ぜひ存続をさせるべきと考えますが、市長はどのように考えられるか伺います。

次に、市立病院の整備計画について伺います。

市立病院の整備計画については、これまでも多くの議員が質問していますが、改めてお伺いいたします。 市立病院の整備計画が議題に上り、旧病棟の改築や増床などの計画を進めるべく土地の取得が行われな がら、村山地域の病床の制限などが大きな要因となり、立ち消えになった経緯があります。病院の経営が 赤字を生み、このまま推移すればだんだん落ち込んでいくのではないかと心配されます。目的を持って前 進するときは、医師も看護士も張り切っています。前進や進歩のないところには医師も患者も集まらない と思います。市立病院を再生させるためには、病棟の建てかえや機能アップもしながら、患者が信頼して 来てくれるような、医療スタッフにとっても充実して働きがいのある病院にしていく必要があると思いま す。病院の整備計画を改めて考えてみてはどうかと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、医師の確保についてお伺いいたします。

医師不足が、深刻な社会問題になっていることは既に御存じのとおりです。殊に東北地方の医師不足は深刻の度合いを深め、産婦人科医が一人もいないためお産ができないまちや、医師不在のため診療科目をなくしてしまった病院など、まさに住民の生存権がむしばまれる状態になっているところがふえています。

医師が地方病院で不足している原因としては、さまざまなことが挙げられています。研修医制度の内容が緩和されて、全国どこの病院でも自由に選択できるようになったことで、医師が都市部の病院に集中し、地方に残る医師が少なくなったことや医師が足りない病院では、少数の医師に過重な負担がかかることから、やめていく医師がふえ、医師不足に拍車をかけるといった悪循環が続いているようです。

医師が都市部に偏重しているから地方が医師不足になると言われていますが、日本の国全体の医師の数は決して充足していないという報告があります。OECD加盟国の人口10万人当たりの医師数は約290人なのに対し、日本では200人弱で、加盟国29カ国の中で26位と低い数字になっています。また、日本の医師1人が1年間に診ている患者の数は8,400人と、OECDの平均の3.5倍にもなっているそうです。このことからも日本の医師が総体的に少ないことや1人の医師がいかに過重労働になっているかがわかります。今県、国を挙げて医師の確保に取り組み始めていますが、自治体としても、大学病院頼みや国、県の対策を待つのでなしに、自分たちのまちの医療は自分たちで守るという気概が必要だと思います。同僚議員の質問の中にもありましたが、寒河江市独自の医師確保のための奨学金制度を創設することについて市長の考えを伺います。

次に、リハビリの適用除外とされた人への対応について伺います。

医療制度改定により、今年4月1日よりリハビリの上限が180日に制限されました。これも国の医療費節減の一つとして、今以上によくなる見込みのない人に医療費をつぎ込むのはむだだという考えのようですが、脳卒中など脳血管障害による後遺症や交通事故による障害、その他さまざまな障害を抱えている方がリハビリを受けています。そのような方々の中には、症状が安定していて、それ以上の回復は見込めない方もおられると思います。

しかし、これらの人たちは、リハビリを続けているからこそこれ以上の悪化を食いとめ、今の生活を続けることができる。これをやめてしまえば、症状が悪化し、今の生活を続けることができなくなると言っています。今回の改定によりリハビリの継続が打ち切られた人はどれくらいいるのか。また、リハビリの継続を望んでいる方たちのために、ハートフルセンターの機能訓練室などを利用したリハビリの実施などは考えられないか、お伺いいたします。

以上で第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、介護保険制度についてのお尋ねにお答えいたします。

制度改正後の利用状況についてでございますが、介護保険制度は御案内のように平成12年の4月にスタートしておるわけでございますが、それ以来介護の負担を社会全体で支える仕組みとして着実に定着しているところでありますが、定着とともに介護保険の費用は急速に拡大し、制度の持続可能性が課題となってまいりました。このため、昨年6月に予防重視型システムの確立、施設給付費の見直し、新たなサービス体制の確立、サービスの質の確保、向上、そして負担のあり方、制度運営の見直しを大きな柱とする大幅な改正がなされまして、昨年10月からは食費や住居費自己負担制が導入され、その他は本年4月から実施に移されましたことは御案内かと思います。

この改正に伴いまして、要支援者を対象とする介護サービスは区分され、これまでの介護給付から新しく創設された予防給付となりました。これに伴い、要支援状態の区分が要支援 1、要支援 2 に分かれ、これまでの要介護 1 の認定者の一部は要支援 2 に移行することになりました。この結果、要支援、要介護状態の区分は 6 段階から 7 段階となったわけでございます。御案内かと思います。

御質問の制度改正に伴う食費や住居費の自己負担の導入により、本市において経済的理由により介護施 設から退所しなければならなかったというような方はいないかということでございますが、本市ではその ような方はおりません。

次に、要介護から要支援に移行した人はどれくらいいるのかというような御質問でありましたが、本年の4月からの制度改正により、従前の要介護1から新制度の要支援2に移行された方は、84名中46名の54.8パーセントでございます。

次に、介護予防ケアプランの作成状況はということもございましたが、ケアプランの作成というものは 市の包括支援センターの職員や本市が委託している居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行っておるわ けでございます。また、ケアマネジャーの不足から予防プランを作成していただけない人もいるのではな いかということでございますけれども、都市部ではそのようなこともあるやに聞いておりますが、本市の 場合はそのようなことはございません。

それから、介護予防サービスを提供する施設でございますけれども、現在は市内のすべての介護サービス事業所で実施しておりますが、運動器の機能向上、そして栄養改善、それから口腔機能の向上等の予防事業を実施できる事業所となると限られるようでございます。

次に、介護度が要介護1から要支援2に変更になり、福祉用具の利用ができなくなった人の数、その人たちの対応についてでございますが、4月から9月までで6名の方が介護保険での福祉サービスを受けられなくなりました。この6名は、すべてベッド対応の方でありまして、うち2名については症状の改善により必要がなくなった方で、そのほかは自費での購入、それからレンタル、そして市の無料貸し出し、そして業者サービスによるリサイクル品の提供で対応した方がおのおの1名ずつとなっておるわけでございます。

次に、保険料、使用料の負担軽減についてでございますが、本市は保険給付費等に係る市負担分はもちるんのこと、介護予防に向けた補助対象外事業費や一般事務費についても一般会計から繰り入れを実施しており、平成17年度は総額で3億4,611万円を繰り入れしまして、対象者の負担ができるだけ少なくするよ

うな施策を展開してきたところでございます。第3期介護保険事業計画では1億5,000万円の基金を繰り入れする計画とし、県平均の伸び率22パーセント、3,799円というものを大きく下回るところの8.8パーセントの伸びの2,980円になったわけでございます。これは、県下第3位の低い保険料としているところでございます。また、年金に対する課税の見直しや高齢者の非課税限度額の廃止によりまして、保険料段階が上昇する被保険者につきましては、保険料の激変緩和措置を講じることとしたところでございます。

使用料につきましては、旧措置者の利用料負担を軽減する特定負担限度額減額制度、それから利用者が 負担上限額を超えた場合適用される高額介護サービス費、そして施設に入所している低所得者に対して給 付されるところの特定入所者介護サービス費、さらには社会福祉法人等による利用者負担軽減などの負担 軽減制度がございますので、単独の新たな減免制度は考えていないところでございます。

次に、包括支援センターについての御質問がございました。

特定高齢者の把握については、老人保健事業における基本健康診査の受診者、医師等の関係機関からの連絡、保健師の訪問指導などのさまざまな方法により把握した特定高齢者の可能性のある者が記入した25項目からなるチェックリストをもとに、特定高齢者の候補者を選定いたしまして、そのうち基本健康診査の結果をもとに、一つには運動器の向上、二つには栄養改善、三つには口腔機能の向上、四つには閉じこもり予防支援、五つには認知症予防支援、六つにはうつ予防支援のいずれかの介護予防プログラムの参加が望ましいと判断された者を特定高齢者と決定するものでございます。本市の特定高齢者の見込み人数につきましては、第3期介護保険事業計画では4パーセントの435人を見込んでおるところでございます。

次に、総合的な相談窓口の利活用をどのように普及していくかということでございまして、包括支援センターは市町村が設置できるほか、老人介護支援センターの設置者、それから地方自治法に基づく一部事務組合または広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人などに委託できることになっておりますが、本市の場合は寒河江市直営となっております。

また、地域包括支援センターが市民に周知されていないのではないかというような御質問もございましたが、介護保険制度の改正に合わせて市報に掲載したほか、地域包括支援センターだよりの発行、さらには各地域の集まりに出席し説明を行うなど広く広報に努めておりまして、多くの市民に知られており、気軽に相談できる体制をとりまして対応しておるところでございます。

次に、虐待防止に関してどう取り組むかというような御質問がございました。

本年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる通称高齢者虐待防止法が施行されたわけでございます。その中に高齢者の虐待防止、虐待を受けた方の養護者等に対する支援体制の整備が市町村に求められておりまして、本市では10月に市内の医師会などの医療関係団体や人権擁護団体、警察及び福祉関係団体等16団体で構成するところの高齢者虐待防止ネットワーク協議会とういうものを設置したところでございます。現在は、この組織を中心に虐待防止に対処しているところでございます。

なお、本市におけるこれまでの虐待と思われる相談は9件ありまして、それぞれ対応しているところで ございます。

次に、市立病院についての何点かのお尋ねがございました。今後のあり方についてまず申し上げます。 市立病院は、市民の健康を守る中核施設として、これまで施設拡張や高度医療機器の導入、さまざまな 医療サービスの改善など医療ニーズにこたえるため、ハード、ソフト両面の整備を進め、診療機能の向上 を図るとともに、地域内医療機関との機能分担と連携強化により、公的医療機関として地域医療の充実に 努めてまいりました。高齢社会を迎え、入院患者も年々高齢化しており、1人が二つ以上の症状を有する合併症を示す患者が多くなるなど疾病構造も変化してきております。このような中で、国の医療制度というものが大きく変わってきていることも御承知かと思います。2年に1度見直される診療報酬のマイナス改定や臨床研修制度などの影響による医師不足も出てきていることも事実であり、決算にもあらわれているように大変厳しい現状となっております。

このようなことから、公営企業会計独立採算制の原則のもと、あらゆる費用を見直し、経営基盤の確立に努めてまいりました。どの自治体病院におきましても経営改革が一層必要なことであり、全国的に自治体の区域を超えた病院の統合や再編による診療機能の分担など地域医療体制の見直しが進んでおります。山形県においても、県立日本海病院と酒田市立病院の統合再編の動きが新聞等で報じられております。御案内かと思います。今置かれているこれらの実態をどう打開していくのか、市立病院のみならず、西村山管内の二つの町立病院、県立病院や近接の高次医療機関を含めたこれらの公立病院の広域的な運営の仕方を県の方にも申しあげております。県内あるいは西村山全体のあり方を考える必要があると考えております。

従いまして、市立病院の整備計画や病棟の問題だけとして解決するというよりも、超高齢化社会を見据えた医療体制をどうするか、お互いの機能分担をどうするかということを全体として考えていかなければならないと考え、各市町あるいは県と話を進めているところでございます。

次に、病院整備計画に対する考え方についてのお尋ねがございました。

第4次振興計画、前の第4次振興計画の中では、規模拡大の増床のときでありましたが、その後環境が変わり、県の地域保健医療計画によりまして、西村山地域では増床、ベッドをふやす、増床できないことになりました。そうした中で、効率化と連携を踏まえた新たな視点で考える必要があるとしておりました。そういうことで、行革大綱の中に整備用地については保有を継続するといたしておりますが、市立病院の改築は現段階においての建設は非常に難しいと判断しております。今申しあげたとおり、単に市立病院の整備計画や病棟の問題だけでは解決できない問題でありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、医師不足対策についての御質問にお答えいたします。

御質問の本市独自での医師養成奨学資金制度を設けることについては、6月の定例会でもお答え申しあげておりますように、県規模か広域的な取り組みでないと市単独で奨学金制度を設けることはかなり難しいものがありますので、奨学資金制度の創設は考えておりません。

地域医療に勤務する意思を持っている学生については、ただいま申しあげましたこれらの県規模の制度 を活用していただきたいと考えております。そして、地域医療に貢献していただくことを望んでいるもの でございます。

次に、リハビリの適用除外とされた方への対応でございます。

リハビリにつきましては、今年4月の診療報酬改定の中でリハビリ部門の改定がございまして、これまでのリハビリテーションの理学療法や作業療法、それから言語聴覚療法を再編し、新たに四つの疾患別リハビリテーション料が新設され、疾病ごとに期間が設定されました。期間につきましては、一つは脳血管疾患、いわゆる脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血などでございますが、これは上限が180日でございます。それから、整形外科の領域におきましては、これは上肢や下肢の骨折のこの運動器疾患は上限が150日でございます。それから、肺炎などの呼吸器疾患は上限が90日でございます。4番目として、心臓疾患の場合は上限が150日となります。

設定された期間を超えて、リハビリを続けられなくなった患者さんは次の場合でございます。一つは症状が長期にわたり固定されている患者さん、二つ目には現状を維持するためリハビリを受ける患者さん、三つ目には症状が改善した患者さんです。

一方、リハビリが続けられる患者さんは、除外規定がございまして、失語症、それから失認、高次脳機能障害、重度の頚髄損傷、そして頭部の外傷及び脳血管疾患などを含む障害児者リハビリテーション料に規定する皆さんなどに該当する患者さんで、治療を継続することにより改善が期待できると医師が判断した場合は続けられることになります。

このように、今回の改正によりまして一部の患者さんは継続できなくなりました。ただし、今後日常生活において不自由さが拡大した場合にはリハビリが再開できるので、相談していただきたいことを患者さんや御家族の方に説明しております。

それから、御質問の市立病院でリハビリを受けられなくなった人数については、9月末までで来院実人 員約1,000名のうち176人でございます。

なお、ハートフルセンターのリハビリルームは、医療行為に基づくリハビリとは関係ありません。介護 器具、介護補助具、リハビリ器具の展示や保健活動としてのリハビリ、健康増進の助長の位置づけのもと に、在宅サポーティングシステムの一部として設置したものでありまして、施設の規模、器具の設備、指 導スタッフなどから、御質問のような対応はできるような機能ではございません。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 佐藤暘子議員。
- ○佐藤暘子議員 再質問をさせていただきたいと思います。端的に伺いたいと思います。

新予防プランの中で、要支援にされた方の利用料、これデイサービスの利用料についてちょっと調べてみたのでしたけれども、要介護予防で要支援とされた人が週1回のデイサービスで利用料が2,226円に食費600円を足して2,822円、それから要支援2の人は、週2回のデイサービスで、食費を込めると5,553円になるというふうな資料をいただいているのですけれども、このような人たちには所得に関係なく定額料金だというふうなことだったのです。

あと、介護保険施設へのショートなどについても、高額の介護サービスですか、これが適用にならないというようなことを聞いているのですけれども、これではやっぱり介護予防という趣旨で行われた制度にしては、低所得者の方が予防にも行けなくなるのではないかというふうに思うのです。せっかくの介護予防のためのプランでもありますし、利用料の関係で受けられない人が出るということではまずいと思いますので、この点でもやっぱり利用料の軽減ということを考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、ベッドや車いすなどの利用ができなくなった人、こういう人たちが今の場合6名の方が排除されて、2名の方が症状の改善、4名の方は自費で買っていると。それから、レンタルとか市のベッドを借りたりとか、そういうふうな対応をしているというふうなことですけれども、こういう人たちにとっても、やっぱり介護保険が除外されるということは、日常生活、これまでの生活が維持できなくなるということで、介護予防にはつながらなくなるのではないかと、こういうふうに思うわけです。ですから、こういう人たちがこれまでどおりの生活が維持できるように、やはりレンタルへの補助とか自費で買った場合にはその購入費の何分の1かを補助するというようなことをしていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、介護保険料については、市の場合は3億4,000万円もの繰り入れをやって介護保険料の引き上げを抑えているというふうな、これは非常に努力をしているなというふうに私も思っております。

ですけれども、決算でも示されていますように、第1号被保険者の中の普通徴収の方の滞納というのが相変わらず続いているわけです。このような方が介護保険料を納めなければ、介護が必要になったときに受けられなくなるというようなことがありますので、やはり納められるような介護保険料の納める仕組みといいますか、負担の軽減をするとかあるいは市町村長が認めた場合には減免の対象に値するというような項目を入れるとか、そういう体制をとるべきではないかと思います。

各市や町の保険料の減免についての制度といいますのは、やはり条例の中に1項、市町村長が認めた場合にはそれを減免できるというような項があるわけです。それをぜひ寒河江でも入れてもらえないかと、入れてほしいとこれまでも私は何回もこの場で申しあげておりますけれども、そのことについてお考えをいただきたいと思います。

それから、包括在宅介護支援センターについてですけれども、寒河江市の場合は435人の特定高齢者を見込んでいると、そのようなことでいくのだというふうに言われていますけれども、今の寒河江市のハートフルセンターの職員と、それからたくさんのボランティアをネットワークでつないで、そういう方たちに支援をしてもらうということのようですけれども、やっぱりそういう高齢者を丸ごと支援していくというふうになりますと、非常に人数も要りますし、ボランティアにだけ頼っていくということではなかなかそ

れが実現されないのではないかというふうに思います。これまで在宅介護支援センターというのがありまして、各地にそれを張りつけて、支援センターの職員が看護師や介護士の資格を持っている専門員がその地域を訪問したりして活動していたわけですけれども、そういう在宅支援センターのような機能を復活させるべきではないかと。全く専門性を持った人でなければなかなか相談に乗ったり対処したりすることができないのではないかということで、そういうことを考えられないかお伺いをしたいと思います。

それから、市立病院についてですけれども、病院の存続についてはさまざまな西村山の全体のことを考えながら、考えていかなければいけないというようなことがあったわけですが、ここで端的に申しあげたいと思います。

ここ数年ずっと赤字決算が続いているわけですが、この赤字が累積すれば非常に大変な状態になるのではないかと心配されるわけです。この地域医療というものは、自治体でどうしても住民の健康を守っていく上では頑張っていかなければならない医療機関だというふうに思います。それで、平成17年度では一般会計から2億2,000万円の繰り出しがされていますけれども、この繰り出しの金額を繰り出し基準額とされている限度額、これは3億というふうに言われているようですけれども、これを限度額まで繰り入れて赤字改善に役立てなければならないのではないかというふうに考えているのですが、健全化を図る上でもそのようにすべきでないかと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

それから、リハビリについてですけれども、リハビリについてはこれから回復の見込みがある方についてはリハビリが継続できるというようなことですけれども、現状を維持するためだけのリハビリは排除されるというようなことなわけですが、現状を維持していくということが非常に患者さんにとっては大切なことだというふうに思います。

それで、この現状を維持していくためのリハビリをするところがないかというようなことで、患者さんたちが今そういう場所とかそういう機関とかがないのかということで探して、また相談にも来られているわけですが、場所としてハートフルセンターの機能訓練室、あそこはそういう継続をするためのリハビリ室ではないというような市長の意見でありましたけれども、以前はそこで脳血管障害の後遺症を持っている方などが訓練をしていたわけですね。そういうところをぜひ利用して、リハビリの継続を続けられるようにしていってもらえないかと、再度その点お考えを伺いたいと思います。

以上、2問といたします。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。
- ○佐藤誠六市長 何点かの御質問があったわけでございますが、利用料金のこの軽減のことでございますけれども、これは先ほど答弁申しあげましたように、市としての減免制度は考えていないということでございます。

それから、介護負担金でございますけれども、これにつきましては御案内のように寒河江市では低廉に抑えておると、このように理解しておるところでございまして、当初スタートしたときは2,430円でございましたか、それが2,740円になりまして、そして現在が2,980円でございますが、この2,980円というのは県下の旧13市の中では二つだけでございまして、それ以外は3千円台が7市でございますし、4千円台が4市ございます。

そういうことで、非常に経営と、それから市の繰り入れ等々も十分考えて介護保険料というようなものを安くしておると、低く抑えておるということが認められるのではなかろうかなと、こう思っております。また、基金からの取り崩しなども県下でも多額のものをできるような経営をやっておりますし、そのようなことで対象者には負担をかけないようにということの配慮は十分しておるところかと、このように思っております。

それから、リハビリですけれども、これも先ほど申しあげましたように、高齢者といいますか、これらについてのリハビリというものは、先ほど申しあげましたようにハートフルセンターにあるわけでございますので、これらを十分生かした中でやっていただくというようなことになっていくのではなかろうかなと、このように思っております。

それから、介護保険で福祉用具貸与の対象から外れた方いるわけでございますけれども、これに対して の介護認定に関係なく、無料でギャジベッドの貸与を実施しておるわけでございますので、福祉用具とい うものの購入とかレンタル料の助成というものについては考えておらないところでございます。

それから、介護包括支援センターだけでは十分に見ることができないのではなかろうかというようなものもあるわけでございましたけれども、新しい体制になってから8カ月しかたっていないわけでございますので、地域包括支援センターも軌道に乗って順調に機能しておるわけでございます。それで、業務委託を廃止して介護センター的機能を備えた施設の、新たな施設というようなものは現在考えておりません。

そういうことではなかったかなと思っております。以上です。(何事か呼ぶ者あり)

病院に対する繰出金は、現在御案内のように 2 億2,000万でございますか、繰り出ししておるわけでございますが、繰り出し基準から見ますと若干下がっておるわけでございますので、今後この市の財政全体の中で勘案して繰り出しというようなものも考えていかなくてはならないかなというような気持ちでおるところでございますが、いずれ市の財政が非常に厳しいということで、一般会計も苦しい、病院会計も同じだというようなことはありますけれども、それをトータルとして考えた場合に、やっぱり配慮をするという必要があろうかなと、このように思って、今後財政事情を見ながら繰り出しの増を考えてまいろうと、このように思っておるところでございます。

- ○新宮征一議長 佐藤暘子議員。
- ○佐藤暘子議員 それでは、最後にですけれども、医師の確保については寒河江市独自ではする考えがないというふうに市長おっしゃいましたけれども、この前の答弁の中には広域的という言葉がありました。広域的に考え、広域的にでもなければ取り組むことができないというふうなことをおっしゃいましたけれども、西郡も一つの広域でございます。西郡の各町では、市立病院に通っている患者がたくさんいらっしゃるわけですから、その市立病院を維持するという意味からも、各町からの拠出金なんかも呼びかけて、広域の奨学金制度を設ける考えはないかどうか、最後に一つお尋ねいたします。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 広域的にするということは、病院経営全体を考えるということでございまして、今言ったように医師の確保のための奨学資金制度を管内市町村に呼びかけるというようなことは考えておりません。

- ○新宮征一議長 4問よろしいですか。(何事か呼ぶ者あり) 佐藤議員。
- ○佐藤暘子議員 最後に申しあげたいと思います。

包括介護支援センターといいますのは、やはり自治体がどれほど力を入れるかということがかかわってくると思います。自治体の力の入れようでさまざまサービスが提供できる、あるいは高齢者の全体を見ていくことができるということでありまして、そういう高齢者に対する目配り、気配り、そういうものをしていくためには、やっぱり人的な充実もしなければならないというふうに思います。これまで地域の中に入っていってお年寄りの日常生活とか健康状態とか、そういうものを把握するためには保健師さんとかへルパーさんとか、そういう方が当たっているのだというふうに思いますけれども、やはり人的な不足が生じているのではないかというふうに思います。

ですから、今看護師さんとか保健師さんとかを退職されてフリーになっている方が、寒河江市内にもたくさんいらっしゃるというふうに思いますけれども、そういう人たちの力なんかもおかりして、1日でなくとも半日だけでもいいとか、そういうふうな体制をとりながら、ぜひ多くの高齢者が介護保険に該当しなくとも済むようなそういう取り組みあるいは健康状態の把握、そして相談に乗るというようなシステムをうまくつくっていっていただきたいと、こういうふうに思います。

以上で終わります。

木村寿太郎議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号3番について、5番木村寿太郎議員。
 - [5番 木村寿太郎議員 登壇]
- ○木村寿太郎議員 おはようございます。私は、緑政会の一員として、通告してある課題について質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

通告番号3番、広域観光の振興についてお伺いいたします。

最近住民の総合交流とともに、隣接県をはじめ、各自治体との相互連携がどんどん拡大されてきております。県境を越えた広域連携は、スケールメリットの恩恵がありますし、行財政の効率化や競争力の強化などにも大きく貢献しております。本県も隣接県と、あるいは市町村も県境をまたがって共同事業を実践している例は幾つかあるわけですが、最近では宮城県との共同によるソウル事務所を設置したり、ある程度の実績は上がり、両県で本年度内に共有ビジョンの策定することも決まっているようです。また、岩手、宮城、山形の3県では、トヨタ自動車の本社での商談会の開催なども行っております。

本県でも、東北唯一の政令指定都市である仙台市とのかかわりは今までも重視してきたわけですが、お 互いに県都、いわゆる県庁所在地が隣接するという全国でも珍しい地理的環境に恵まれております。その ような観点から、県境を越えた連携強化の必要性を認識し、新たな交流拡大を目標に、この3月に村山地 域と仙台地域を対象に仙山交流ビジョンが策定されたわけです。その資料をいろいろ見せていただきます と、山形県の東南村山、西村山、北村山の3地域の7市7町は、県内の政治、経済、交通、文化の機能が 集中しております。

一方、仙台地域は宮城県のほぼ中央に位置し、5市8町1村で構成され、特に仙台市は平成11年には人口100万人を超え、産業、経済、金融、大学、報道機関などは全国規模であり、まさに東北の中枢機能が集中しているわけです。

歴史的に見ても、県境を越えた両地域の往来は、古くは縄文時代からの交流が記録されておりますが、 やはり昭和には仙山線の開通や関山トンネルの改築、笹谷トンネルの開通、さらに平成に入っては、山形 のべにばな国体のときには山形自動車道の全面開通があり、そのあたりから急速な往来が進んでまいりま した。二つの地域での人口が210万人を超え、気候や風土、産業構造などは違いますが、しかも車で1時間 圏内にあり、交流の魅力がないわけがなく、お互いに距離がだんだん近づいてきたのは当然であります。

現在、村山地域から仙台地域を結ぶ交通手段として、鉄道とバス輸送が考えられるわけですが、主要な国道としては286号線、いわゆる山形自動車道でございます。そして48号線、関山道があります。お互いに1日の交通量が山形自動車道では1万9,000台を超え、関山道はその半分くらいの1万台ぐらいになっております。そして、高速バスが仙台山形間は、平成17年度からは1日70往復運行しており、そのほかに7地区から合計1日123便、そしてバスだけの利用人口が年間145万人以上と膨大な数字になっております。そのほかに鉄道は、仙山線が1日18往復し、来年3月には新たに東北福祉大学前駅が新設され、同時に国際空港である仙台空港への鉄道の乗り入れも見込まれております。本市と仙台地域とのアクセスもますます活発になることが当然予想されるわけです。

本市においては、第5次振興計画の基本構想「地域経済と情報通信ネットワーク社会」の中に地域経済 の進展を図るためには、都市基盤の整備を推進し、地域産業の振興や優良企業の積極的な誘致を行い、雇 用の拡大と所得の向上を図る必要がありますとうたってあります。特に本市と仙台地域は、山形自動車道の開通により車での1時間圏内になり、他市に先駆け早くから交流は盛んでありました。そして、チェリーランドのオープン以来、慈恩寺、駅前中心市街地、クア・パークを結んだこの地域の活性が進んだのは、もう御案内のとおりでございます。

特に、10月よりスマートインターチェンジのETCの恒久化により、大江、朝日町へのアクセスはもちろん、この少子高齢化の時代に新たな雇用の創出や税収にははかり知れないほどの効果がある中央工業団地へのアクセスや、今年の夏にオープンしたスケートボード場には多くの若者が仙台から訪れていると聞いております。このインフラの整備により、クア・パークも花咲かファアの開催やイベントもできる設備も張りつき、交流人口もますます広域化し、所期の目的である活性化にだんだん結びついてくるのではないでしょうか。特に仙台地域には、大企業や全国からの社員が多く、その方々はこの村山地域のそばや果物や温泉の魅力にとりつかれ、お客さんの接待を目的に多くの方を同伴して訪れております。

アンケート調査の結果にもありますが、身近に自分の住んでいるすばらしい環境を振り返ってみたらいかがですか、こんなに四季がはっきりし、全国的に見ても自然豊かな景観と素材の豊富さにあなた方は気がついていないのではないでしょうかと教えてくれました。自分の地域の恵まれた環境を再認識しなければと思っております。この方々は全国区であり、自分のふるさとに帰ったときや転勤先での口コミによる本市への宣伝波及効果も大いに期待できるわけです。そして、他地域の人との交流全般を観光と幅広くとらえることが大切であり、まずは交流人口やリピーターをふやし、最終目的である滞在型に結びつけたいものです。

本市としても、他の市町村に先駆けているいろな事業を展開し、今申しあげましたようにその効果も徐々に出てきているわけです。そんな観点から次の2点についてお伺いいたします。

一つ目は、姉妹都市などを除いて、過去に本市として親密に交流した市や町があったのか、また相手から申し込みなどがあったのか。

二つ目は、本市における県外の観光客の入り込みの地域別や年代別、性別、目的別などの調査は行ったことがあるのでしょうか。やはりどの地域をターゲットにしても、その地域から人やお金を呼び込み、需要を促し、観光業への雇用の創出を図らなければなりません。そのためには、その地域の方は何を求めているかをよく知り、観光、商品、サービス開発などあらゆる面で地域ブランド力を高めることができたときには、自然と観光客は張りつくのではないでしょうか。

次に、山形県として今回世界遺産登録申請される出羽三山と最上川が織りなす文化的景観についてお伺いいたします。

世界遺産の目的を、今さら説明するまでもないでしょうが、人類が歴史に残した偉大な文明の証明とも言える遺跡や文化的な価値の高い建造物、この地球上から失われてはならない貴重な自然環境などを保護、保全することにより、人類共通の貴重な財産を後世に継承していくことであります。そして、1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録されている物件のことを言っておるわけです。

現在国内では、文化遺産部門で10件登録されており、主なものとしては、法隆寺地域の仏教建築、姫路城、古都京都の文化財、広島の原爆ドームなどがあり、自然遺産部門では屋久島、白神山地、知床の3件であります。そのほかに平泉の文化遺産、古都鎌倉の寺院や神社、島根県の石見銀山遺跡、彦根城の4件はもう既に暫定リストに登載されております。

本県では、2004年から出羽三山を世界遺産にという構想が上がり、2008年までに暫定リストに登録する 予定でしたが、文化庁は本年9月から公募方式に変更になったために予定より大分早い申請になったとの ことです。全国的に見ても、他の自治体の関心も高く、26の候補が申請予定であり、県としてはできる限 り何回でも挑戦したいとのことです。世界遺産登録を目指す県内候補を、出羽三山と最上川が織りなす文 化的景観とする方針を固め、関係する地域も県内22市町村に及んでおります。

その内容を見てみますと、遺産に含まれる文化財は、出羽三山関係が18件、石鳥居関係が7件、最上川関係が8件、伝統芸能関係が8件で、合計41件にもなっております。その中でも本市に関連するものとしては、慈恩寺の奥の院と言われ、出羽三山の中の一つの山として数えられ、崇拝されてきた葉山です。もう一つは、本山慈恩寺本堂、山門、三重塔、熊野神社本殿、宝蔵院表門などを含んだ慈恩寺の一連の仏閣であります。

そして、ユネスコの世界遺産委員会は、同一国内で同種の登録は認めない方針であり、2004年に既に登録になった和歌山県と三重県にまたがる紀伊山地の遺産といろいろな部門で重なり、その違いをわかりやすくアピールするのに大変苦労したというエピソードもお聞きしました。

同じ西村山郡を見ても、西川町の月山、旧六十里越街道、岩根沢の旧日月寺本堂、大江町の左沢楯山城跡、河北町の旧堀米家、いわゆるべにばな資料館、それに林家舞楽などが該当し、まさしく広域的な観光には大いに貢献するのではないでしょうか。

しかし、認可になった後には、今後はエリア内の各市町村や住民の理解、地域一体となった保全活動などが重要になってくると思われます。

先月末で、文化庁への新たな提案が締め切られ、最後に四国八十八カ所霊場と遍路道が申請され、最終的には26の県より24カ所の申し込みがあったそうでございます。しかし、なかなか狭き門になると言われております。

本市としても、第5次振興計画の中に「悠久の時を刻む歴史と古くから伝わる民俗芸能や伝統行事などの生活文化によって織りなす美しいまちを築く」とあります。まさにこのテーマにぴったりであり、好機到来ではないでしょうか。

認可になるまでにはいるいろな課題もあり、10年くらいかかるということですが、10年くらいはたちまちでございます。本市における葉山や慈恩寺というすばらしい素材が対象になり、広域観光振興も含めた地域の活性化には十分期待できるし、今後の対応や施策をどのようにお考えかお伺いし、私の第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、広域観光の振興についてでございます。

仙台と本市も含んだ村山地域との交流、いわゆる仙山交流につきましては、本市は平成13年の4月設立しましたところのやまがた広域観光協議会の一員といたしまして、村山市地域の他市町、県及び観光関係団体などとともに、仙台圏からの観光誘客事業に一体的に取り組んでおります。

それから、観光情報発信事業といたしましては、仙台市内のタウン誌「河北ウイークリー」への記事掲載や宮城県内3カ所の道の駅への観光パンフレットの掲出などを実施しております。また、誘客対策事業ということでは、雛のみちキャンペーンとして、雛のみちガイドブックの作成、JR駅、JR車内へのポスターの掲出、秋まつりの振興として、仙台圏からの旅行商品の造成、実施を行ってきておるところでございます。

また一方、宮城県広域仙台都市圏 5 市 8 町 1 村と山形県村山広域圏 7 市 7 町で平成14年の 4 月にはやまがた仙台交流連携促進会議というものを立ち上げたわけでございます。これを契機といたしまして、両地域の交流連携の促進が図られております。

さらに、平成18年、今年の2月に県内の有力民間企業等で構成しますところの山形仙台広域交流推進協議会を設立いたしております。協議会の主要事業としては、仙台市内において観光スポットを当てた移動ワークショップを開催いたし、観光資源を掘り起こすとともに、旅行代理店に対して観光商品化するためのプレゼンテーションをされております。その中で、本市の関係といたしましては、慈恩寺、チェリーランド、寒河江まつり、新寒河江温泉、田沢川ホタルがコースに組み込まれております。このように仙台圏との交流を行っておるところでございます。

次に、過去に本市として交流した市や町があったのかとか、それから相手方から申し込みなどがあったかどうかということでございます、もちろん姉妹都市を除いてでございますが。

本市としましては、仙台市内のデパートにおいて本市独自の観光と物産展を実施した経緯もありました。 現在は、毎年山形県の観光と物産展に参加して合同で実施しております。また、仙台圏の中学校からは、 さくらんぼ狩りなどの農業体験、それからそば打ちなどの生活文化体験、それから手づくりアイスなどの グルメ体験、バラ風呂などの観光体験など、毎年参加していただいております。さらに、さくらんぼをは じめ各種のキャンペーンは、仙台駅、それから新聞社等で随時実施しております。これらは、本市からの 売り込みと相手からの要望、提案の相互によるものでございます。

次に、本市における県外観光客の入り込みの地区別、年代別、性別、目的別等の調査は行ったことがあるかという御質問でございますが、平成14年に開催されました全国都市緑化やまがたフェアのときに、来場者のアンケートを業者委託で実施しておりまして、以来花咲かフェアで継続して実施しております。また、チェリーランドにおきましては、車のナンバーによる県内、県外等の区分を実施しております。また、慈恩寺、ホテル、旅館関係、そしてクア・パーク内の温泉施設におきましても独自に来場者の調査をしておりまして、それらの結果は連携をとりながら観光振興に活用しているところでございます。

次に、世界遺産とのかかわりについての御質問にお答え申しあげます。

世界遺産育成プロジェクトについては、県レベルにおきまして平成16年に山形県世界遺産育成プロジェ

クト推進委員会を設置いたしまして、世界遺産の育成候補を選定し、昨年度世界遺産育成推進プランの策定やシンポジウム、ワークショップを開催しまして機運の醸成を図ってきております。今年度は、先月末に候補地の名称を「出羽三山と最上川が織りなす文化的景観」といたしまして、文化庁に申請されたところでございます。

候補地に含まれた本市関連の資産及び文化財といたしましては、御案内かと思いますけれども、本山慈恩寺本堂はじめ、慈恩寺の山門、慈恩寺の三重塔、熊野神社本殿、宝蔵院の表門並びに葉山が入っております。登録されれば本市の知名度は一躍世界的なものになり、観光はもとより、市勢発展に大きくつながるものと考えております。この世界遺産育成プロジェクトに伴う本市の対応策については、今後遺産の保護、保全や伝統芸能の継承といった活動には地域住民の参加による協働が重要となることから、世界遺産登録を目指した取り組みを通して、郷土への愛着や誇りを醸成するための体制づくりに努めてまいります。

観光においては、候補地の出羽三山と最上川が織りなす文化的景観を構成する22関係市町村の広域的な連携のもと、効果的なPR、キャンペーン活動を展開し、観光振興に努めてまいりたいと、このように思っております。特に、登録の中心的史跡の一つとなる慈恩寺については、国宝級文化財の宝庫であり、東北随一の名刹として、その受け入れ態勢の整備については引き続き努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

- ○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。木村寿太郎議員。
- ○木村寿太郎議員 第1問に対する答弁ありがとうございました。

観光をめぐる情勢というのはやっぱり大きく変わってきておりますし、観光地を回って旅館に泊まるというイメージが強く、やはり観光は旅館やお土産屋さんにある程度は任せておけばいいのではないかという時代は終わったような考えを持っております。

そして、やはり先ほども申しあげましたように、もう団体旅行から個人旅行へ大きく変化し、体験や学びなどを目的にした観光が主流になってきているのではないかと思います。また、高齢化社会の進展というのは、観光に温泉やトレッキングなどの健康や癒しを求めるようにだんだんなってきております。また、高速道路の発達により整備が進み、それに経済のグローバル化は、国内旅行だけではなく、海外旅行との競合というのも大きな問題になっているかと思います。

先日、山形で日本旅行業界の主催による南東北の観光を考えるフォーラムがありました。ちょっと興味がありましたので、無理やり傍聴させていただいたところでございます。参加した人数も国土交通省や諸官庁、各航空会社、旅行会社、宿泊関係など約90人近くが全国から集まっておりました。

その中で、話題提供と問題点などを幾つかお聞きしましたので、ちょっと挙げてみたいと思いますけれども、まず全国的に東北というイメージをどう思っているかという課題が上がりました。やはりどうも北東北を指して未開発地域を指しており、奥へ奥へというイメージがすごく強いのだそうです、中央から見れば。そして、2次交通が多少不便でも、何も新しいものばかりがよいではなくて、最近では自動車のカーナビの進展により御夫婦のレンタカーの需要が大変ふえているというようでございまして、その不便さとその神秘さをもっと売り物にしてもいいのではないかというような意見も出ました。

それに対して一方では、全日空の仙台の支社長がおっしゃっていたのですけれざも、南東北は高速交通網の整備により日帰り可能地域になってしまい、完全な周遊型になってしまったというようなことも言っておりました。そのために宿泊客が激減していて、特に旧態依然の温泉とか旅館が大変苦労しているというようなお話もありましたし、その代表なのが私どもの花咲かフェアとさくらんぼのパックなんかはその代表的な例で、もう日帰り型になっているのではないかなというような感じがしております。

やはり今その中で話出たのは、やっぱり仙台空港でございます。私どもも飛行機を利用する場合はほとんど仙台空港でございますけれども、国際空港としての仙台空港からの乗降客が年間大体400万人を超えているそうです。そして、九州や関西や名古屋からの観光客が年間220万人を超え、仙台空港を起点に大体2泊から3泊ぐらいの旅行者が非常に多いそうでございます。それも先ほど申しあげましたように団体旅行ではなくて、小グループ旅行が多くなり、夏よりも東北には冬のお客さんが大変多いそうでございます。そして、この村山地域にも大分お客さんが入っているというようなお話もいただきました。

ただ、先ほどとはちょと逆行するかと思いますけれども、山形などもそうですが、どちらかというと広い地域に観光素材が点在しておりまして、個人旅行が多くなる傾向にあるのに移動手段に難があり、宿泊施設も古いタイプが多いと。しかも、料金が高いというイメージが強いそうでございます。そして、関東、関西方面からは、むしろ北海道の方が位置的にはずっと遠いわけですけれども、そちらのパックの方が格安であるという難点もあるということでした。

やはり、それには大量輸送や飛行機と空港のキャパシティーの問題なんかも当然あるわけでございます。 そして、お客様も趣味嗜好が多種多様化しておりまして、3泊するぐらいであれば1泊ぐらいはもうシン グルで泊まりたいというお客さんが結構今いらっしゃるのだそうでございます。そして、東北には何社か それを変更して成功している旅館、ホテルが結構あるのだそうでございます。

本市のことも幾つか触れておりました。物理的にちょっと無理なことでしょうけれども、慈恩寺は本当によい素材ではあるけれども、難を言えばもっとうっそうとした杉林の奥に点在し、周りにも人家などがなければ、岩手県の平泉の中尊寺などよりずっと、もっともっと価値が上がるのになというような意見も言う方もおりました、物理的には無理なことを言っているわけでございますけれども。

いずれにいたしましても、2007年の団塊の世代が大量退職に続く高齢化社会の到来がありまして、リタイアした方はとにかく歴史と文化と神社仏閣、温泉、それにおいしい食べ物が大好きなわけです。もちろん回数も出かけたいわけですので、だからパック旅行が人気を得ているような現状だと思います。

本市にも、その素材としては十分あると思います。それに、全国的に評価の高い山形のホスピタリティー、いわゆるおもてなしでございますけれども、あるわけですので、その辺を十分に今後生かすのが課題でないかなと思っております。

それから、世界遺産のことですけれども、先日新聞記事にそのアンケート調査が載っておりました。まず、国内の遺産登録に賛成かを聞いてみると、賛成かどちらかというと賛成というのが9割以上だそうでございます。反対の人が最も心配しているのは、やはり環境破壊であり、ただ金もうけの道具にしていると怒っている方もいるようでした。実際行ってみたことある方の意見を聞いても、行ってみたらがっかりという人が25パーセントもおり、その理由としては、観光客が多過ぎる、ごみや落書きなど観光客のモラルが低いとか、観光施設の料金が高いという問題も出てきているようでございます。特に自然遺産に関しては、半日ぐらいの距離にありますと自然破壊が相当悪化しているようでございます。当然観光客がふえ、遺産の指定も当然考え物ではあるのではないかというようなこともありました。

だから、観光目的の登録はやめてほしいというような意見も大分出ていたようですけれども、ただ、世界遺産に指定になった後にそこを維持管理するには、やっぱり観光で入場料とかそういうふうなことも当然かかわってくるわけですので、それがないとまた資金的にも大変になってくるのではないかというようなこともありました。

そして、その中で、国内遺産の中でやっぱりぜひなってほしいというベストスリーは、富士山と尾瀬沼、それから摩周湖の三つだそうでございますけれども、皆さんも御案内のように富士山は1回落選しております。当然やっぱりごみの問題で落選したわけですけれども、全体の70パーセントぐらい、アンケート調査の方の70パーセントぐらいがその富士山を望んでいるようでございました。

今回の出羽三山の世界遺産にというのを見ると、どちらかというとやっぱり短期間に決定したわけでございますので、十分これからは啓発運動をしなければならないと思いますし、その盛り上がりを浸透させることが第一ではないかなというような感じがします。そして、やはり登録するまでは頑張るのですけれども、それ以降の維持をするのにどうするかという問題が、大変大きくなってくるのではないかということだと思います。

いろいろ申しあげましたけれども、将来の観光振興に関して何かございましたら所見をお伺いして第2問といたしたいと思います。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 観光というのは、これは難しいですね。ですけれども、これはやらなくてはならないところの産業といいますか、新たな分野だと。もう今さら新たな分野とか第3産業と言う人もいないと思いますけれども、やっぱり観光を通して、いわゆる交流を図るというようなことがもう求められてくるのだろうと、このように思っております。

仙台圏の話が出ましたけれども、やはり身近にあるところの東北での大都市でございますから、それとの交流というのは、これはだれしもが山形県認めておるかなと、このように思っております。本市におきましても、山形自動車道を整備することに努力をいたし、インターチェンジにしましても二つまでつくったということでございますし、インターチェンジを十分活用できるような景観のよいところの場所にいろいろな施設をつくり、そこで大きなイベントをやっておって、誘客ということに努めておるわけでございます。ただ単にこれは寒河江市のみならず、山形県内陸あるいは山形が全体に大きな影響を及ぼしておるかなと、このように思っております。それが仙台圏だと。

ただ、観光ということになりますと、この宣伝PRというのは、まだまだどこの分野にやるのかと、対象をどこに絞るかと、何をどのようにPRするかというふうなことが必要だろうと思っております。もう既に寒河江のさくらんぼ、山形県のさくらんぼとあるいはラ・フランス、温泉というようなものはまずほとんど大分聞こえてきておるのではなかろうかなと、こう思いますけれども、ではそれをさらに拡大して何をPRするか、どういうことをと、こういうことになりますと、まだまだ寒河江で持っておるところの資産、資源というものがあるのではなかろうかなと、このように思います。

では、それが何だと、こういうことになろうかと思いますけれども、やっぱり私は、この第5次振興計画でもうたっておりますけれども、歴史、文化というようなことをこれをうたっておるわけでございますけれども、歴史、文化あるいは民俗、芸能、そういうものをやっぱりこれらを強調することがいいのではなかろうかなと、このように思いますし、やはりそれと自然の原風景というものをうまく結びつけるということが必要だろうと、このように思っておりまして、世界遺産にしましても、これまでの登録した中ではやはり歴史とかあるいは民俗というようなことも言っておるようでございますし、どこにでも、世界遺産もかなり数がふえてきておりますと、やっぱりどこかと似たようなもの、どこかとまねしたようなものということになりかねないわけでございますけれども、山形が立候補した以上は山形県なりのものをやはりアピールして、山形県のものを世界遺産ということになればいいのかなと、こう思っております。

そういう中での寒河江市ということになりますと、今申しあげたような、1問でも申しあげました歴史的なものあるいは民俗学的なもの、そういうものをよりよくまとめて、それをこの自然原風景との一体となったものとして売り出すほかはないのかなというふうに思っております。

以上です。

- ○新宮征一議長 木村議員。
- ○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございました。

私もそのとおりでございますけれども、やはり世界遺産なんかも見てみましても、やはり山形県としてはもう絶対なるのだと、もう認可になったような感じでおりますけれども、先ほども申しあげましたように本当にまだまだ難関がいっぱいあるのだそうでございまして、それを突破することがまず第一でございますけれども、我々山形県人、そして市民としては、やはりこの遺産登録がすることを念願いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

猪倉謙太郎議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号4番について、7番猪倉謙太郎議員。
 - 〔7番 猪倉謙太郎議員 登壇〕
- ○猪倉謙太郎議員 私は、緑政会の一員として、4番に通告してある点について質問をさせていただきます。 私は、だれにでもわかりやすい行政を望む観点から簡潔に質問をさせていただきますので、御答弁のほど をよろしくお願い申しあげます。

早々に質問に入りますが、通告番号4番、少子化対策についてであります。

昨年は、我が国が明治32年から人口動態統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来した年であったわけですが、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25と、いずれも過去最低を記録した年でもあります。この少子化傾向が続くと人口減少は加速度的に進行し、21世紀半ばには総人口は1億人を割り込み、2100年の総人口は現在の半分以下になると見込まれております。人口の高齢化もさらに進行し、やがて3人に1人が65歳以上という極端な少子高齢社会が継続されることになるわけであります。

急速な人口減少は、経済、産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題と認識すべきであると思われます。新たな少子化対策の視点に立って、1990年代半ばからのエンゼルプラン、新エンゼルプランに基づき少子化対策を推進したわけでありますが、2003年には少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が制定され、2005年度からは少子化社会対策大綱とその具体的な実施計画である子供・子育て応援プランに基づき、少子化対策が推進されてきたことは御案内のとおりだと思います。

しかしながら、従来の対策のみでは少子化の流れを変えることはできなかったことを、深刻に受けとめる必要があるのではないか。出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識を促し、また若い世代の不安感の原因に総合的に対応するために、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図っていかなければならないのではないか。第2次ベビーブーム世代がまだ30代であるのもあと5年程度であると考えると、速やかな対応が求められるところであります。社会全体の意識改革を出生率の向上のためには、さまざまな施策を組み合わせて総合的に推進する必要が、そしてまた各種施策がより大きな効果を上げる上で重要なのは、家族のきずなや地域のきずなを強化することだと思います。

総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え、育んでいくことや家族の大切さが理解されることが重要であると思います。子供の誕生を祝福し、子供を慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任である。さまざまな家族の姿があるが、子供を家族が産み育て、家族を地域社会が支え、そのような社会であってこそ支援施策が効果を発揮するのではないか。国、地方、企業、地域社会などが連携のもとで社会全体の意識改革に取り組むことが重要であると思いますが、市長の御見解をお伺いします。

子供と家庭を大切にするという視点に立った施策の拡充、すなわち若い世代にとって、経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など子供を産み育てることをためらわせる、経済的あるいは精神的な負担感が強いことは、子供を持ちたいという希望にこたえ、子供を安心して産み育てやすくする環境整備のための支援策を、さらに拡充していくことが重要であり、子育て支援は単に親の負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じ、

家族機能や家族のきずなを強めることにつながるのではないか、また家事や育児を行うことが極端に制約される職場の働き方を是正し、親子や夫婦がともに過ごす時間をふやすなど、仕事と生活の調和を図る必要があるのではないか、市長の御見解をお伺いいたします。

子育て家庭は、子供の成長に応じさまざまなニーズや懸念を有しており、少子化対策は総合的に、重点 的に推進する必要があるのではないかと思います。

そこでお伺いいたしますが、一つには、子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を国、 地方、企業、地域等社会全体で支援し、親が働いているいないにかかわらず、すべての子育て家庭を支援 するという観点も加えて、子育て支援策を強化し、在宅育児や地域の子育て支援をすべきでないのか。

二つには、子供を産み育てる人が就業時等において不利益な立場に陥らないよう、仕事と子育ての両立できるように子育て期の家族が子供と過ごす時間を十分に確保し、男性を含めた働き方の見直しをすべきでないのか。

三つには、親の経済力が低く、仕事が家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において経済的 負担の軽減をすべきでないのか。

以上3点についてお伺いをいたします。

平成17年度から実施している子供・子育て応援プランの着実な推進に合わせ、妊娠、出産から子供の成長に応じた子育て支援策を講じ、働き方の改善が必要だと思います。若者の就労支援やパートタイム労働者の処遇や女性の再就職、再チャレンジが可能な仕組みを推進するとともに、企業の子育て支援や長時間労働の是正等、従来の働き方を改革しなければならないのではないか。

子育て支援として、新生児、出産から乳幼児期までの出産費用等の負担の軽減を図り、安心して出産できる環境の整備促進をするとともに、子供が乳幼児期にある子育て家庭を支援する。出産育児一時金の支払い手続きの改善や、妊娠中の検診費用負担の軽減、不妊治療の公的助成拡大の支援が必要と思われます。未就学期の子育ての喜びを感じながら育児ができるように、子育て家庭への支援と地域の子育てサービスの充実を図らなければならないのではないか。

そこで提案でありますが、家族、地域のきずなを再生するために、家族の日や、そして家族の週間の制定を提案いたします。少子化問題は、我が国のあり方が問われている課題であり、社会を構成するすべての主体がそれぞれの責任と役割を自覚し、子供と家庭を大切にする視点に立って積極的に取り組みを進めていくとともに、進捗状況を検証し、充実に努める必要があるのではないか。

厳しい財政事情を踏まえつつも、少子化対策を国の基本にかかわる最重要政策課題だと一致した認識の もとで、知恵と工夫を持って諸施策を強力に推進し、日本の未来と将来世代のために総力を傾注しなけれ ばならないと考えます。

以上を申しあげまして1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

少子化の進行に対応しまして、国におきましては平成6年の12月に今後の子育て支援のための施策の基本方針についてというものを、そしてまた11年の12月になりますと、重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画についてと、これを策定しておりまして、いわゆる子育てと仕事の両立支援を中心としたさまざまな取り組みを行ってきております。

しかし、御質問にあったように、全国的に少子化の流れはとまっておりません。これまでの少子化の主な原因であった晩婚化に加えまして、夫婦の出生力そのものの低下という現象が見られ、現状のままでは少子化は今後一層進行するものと予想されます。少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障分野における次世代の負担の増大ばかりでなく、子供の健全な成長への影響、地域社会の活力低下など社会経済のさまざまな面で深刻な影響を与えるものと予想されます。

本市においても、御案内のように平成10年3月に寒河江子どもプランというものを策定しておりまして、 子育て支援に関する基本的な方向を定めて各種の施策を推進してきたところでございます。また、平成17年3月には、これまでの寒河江子どもプランと母子保健計画というものを統合いたしまして、推進状況の評価や課題分析を行い、今後5年間の子育て支援策を総合的、計画的に推進するため、子どもすこやかプランを策定しております。

このプランは、御案内かと思いますが、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを基本理念として策定しておりますが、これは子育では本来的には親の責務ではありますが、行政の子育で支援策のほか、家族や地域が寄り添って力を合わせ、みんなで子供の未来と幸せをつくっていきたいという心からの願いが込められており、家庭、地域社会、事業所のほか、国、県、市の関係する機関等が適切に役割を分担しながらそれぞれの取り組みを進めていくことが、社会全体の意識改革に結びついていくものと考えております。

それから、この少子化対策にとりましては、職場環境の理解というものが必要だろうと思っております。 そういう意味での御質問だろうと思いますが、職場環境の改善など仕事と生活との調和の関係でございます。次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体の行動計画とともに、従業員301人以上の企業については事業主行動計画の策定が義務づけられております。国や県からの企業への働きかけなど、役割を分担することで全体の計画を推進していく考えとなっているところでございます。

行動計画の内容としましては、育児休業の取得促進と職場復帰しやすい環境の整備が最も多く、年次休暇の取得促進、時間外労働や深夜就業の制限などが盛り込まれているところであります。行動計画というものをいかに実行して仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを、着実に進めていくことができるかどうかにあると思っております。

本市としましては、今後機会があるごとに企業、事業所に対し制度導入の趣旨と働く環境整備の勧奨を 行っていくことが家族のきずなを強め、仕事と子育ての調和が図られていくものであると考えております。 それから、子育て支援策としての在宅育児とか地域子育て支援等々についての御質問がありました。

地域子育て支援センターは、在宅で育児をしている母親などを対象とした支援策としまして、市立児童 センターで毎週水曜日に開催しております。昔の井戸端会議のイメージによる育児サークルの育成や子育 て家庭に対する相談や情報提供はもちろんのこと、乳幼児健診日と同時に開設している絵本の部屋や、高校生を対象とした乳幼児ふれあい体験学習事業などは、ハートフルセンターの機能を十分に利活用し、寒河江型子育て支援として取り組んでいるところでございます。

それから、親が働いている家庭の支援としましては、7カ所の市立保育所が各地区の子育て支援の拠点として、子育て相談の窓口となり、これまでも保育所開放事業や一時保育等の実施により、地域に密着した身近な保育所づくりに努めており、今後も子育て相談機能の充実など在宅育児と地域での子育て支援をより一層進めていく考えでいるところでございます。

それから、職場の働き方について、男性も含めて見直しすべきではないかというような御意見がございました。

寒河江市の従業員301名以上の五つの企業で事業主行動計画が策定されているようでございます。今後行動計画をいかに実行するかが課題と思っております。県においても、子育てしやすい職場環境づくりのため、少子化対策に積極的に取り組んでいる企業を認証する制度の導入なども検討されておりますので、事業主行動計画と一体的に推進されていくものと思っております。企業において、労使ともに仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを着実に進めていくことが、子育ては女性の役割ということなく、男性を含めて意識改革というものを進め、家族そろっての時間の確保など職場における働き方の見直しにも役立っていくのではないかと思っております。

それから、出産前後や乳幼児期におけるところの経済負担の軽減についてでございますが、出産育児一時金については今年の10月より30万円から35万円に引き上げしております。それから、就学児の乳幼児に対する医療費給付についても、一部制度の改正があったものの、少子化対策としての大きな施策でありますので、制度の充実について市長会でも県に対し改善を働きかけておるところでございます。

それから、乳幼児の子育て支援のため、市としましては保育料については全体的に国の基準の約70%程度に抑えておりまして、さらに2人目については半額といたしまして、3人目以降については無料としております。

児童手当については、今年の4月より小学校3学年から6学年へと支給年齢の拡大と所得制限の緩和がなされているところであります。今後とも少子化対策に向け、子育て支援機能の強化や子育てを見守る社会環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

それから最後に、家庭の日というものを制定してはどうかという提言がありました。前には何か家庭の日というようなものがあったような気がしますけれども、今は全然行われておりませんし、聞いてもおりません。議員がおっしゃるように家庭のきずな、家族のきずなというようなことは、非常に私は大切だろうと思っております。

今家庭内におきまして、親が子をいじめる、子が親を殺すというような悲劇が行われておりますし、食卓を囲んで親子一緒に食事を楽しむという風習が非常に希薄になって、数少なくなっているということが言われております。そういう中で、食育というような面も非常に騒がれておるわけでございます。一緒になって食事をすること、その中で談話をして談笑する中で家庭のきずなを強めるということは必要なことだろうと思います。

話はちょっと飛ぶようでございますけれども、NHKの朝の連続テレビ小説で「芋たこなんきん」と、こういうのがございますけれども、あそこは大家族でございまして、みんな食卓を囲んで食事をとっているさまが映し出されております。そんなことから見まして、そしてお互いの意思の交流、話し合いという

ものがたくさん行われておるのを……もっとも次元が前の時代と、そして今の時代と二つに分かれて映し出されておるわけでございますけれども、いわゆる家庭のきずな、家庭の信頼関係、親と子との結びつきというものは、あらゆるもののこれは原点だろうと私は思っております。

それにおきまして、地域社会、学校とかいろいろ言われておりますけれども、家庭のきずな、家族の団らん、家族の連携というものは、これは血のつながりもあるわけでございますけれども、本当に大切なものとして、これをもう一度強く見詰めていかなければならないものだろうと、このように思います。

そういう意味で、家族の日というようなことにつきましては、十分これから行政におきましてもあるい は関係団体等々と十分諮って、これを考えていかなくてはならないと思っておるところでございます。 以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

- ○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。猪倉謙太郎議員。
- ○猪倉謙太郎議員 御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

早々に2問に入りますが、想定の範囲内とはいえ、女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率 が過去最低の1.25という事実を政府はもちろん、地方、企業などももっと深刻に受けとめるべきであると いうふうに思います。

このまま少子化に歯どめがかからなければ、人口減少と少子高齢化で年金など社会保障制度の見直しを 迫られることは言うべきもありませんが、政治、経済、そして地域や家族のかかわりにも大きな影響が出 ることは避けられないのではないか。これまでの人口動態統計や国勢調査などから、人口減少はかなり前 から想定されていたことと思いますが、2005年の人口動態によりますと、出生数は過去最低で、出生数か ら死亡数を差し引いた自然増加はマイナス2万1,000人であると、また65歳以上の人口は過去最高の更新を したという事実。

少子高齢化の影響は、最も厳しい形であらわれそうなのが公的年金だと思います。現行制度は、出生率1.31で下げどまり、1.39まで回復するのを前提にして設計をされていると。このままでは労働人口が減る一方で、受給者がふえ、設計変更をしなくてはならない事態が来るのではないか。人口減少は容認して、少子国として生き方を探ろうという意見もありますけれども、さらに最善を尽くしてからの話であるというふうに思います。

少子対策は、遅いし、感度が鈍い。一つには、徹底した子育て世代に対する経済支援である。二つには、企業の協力だ。はっきり言って、経済支援は全く足りない。今年4月から児童手当の支給は、以前は小学3年までだったのが小学6年まで拡充されたが、教育費の家庭負担を考えれば、まだまだ不十分だ。県もやまがた子育て愛プランを策定し、5年間の政策を打ち出しているが、助け合い、分かち合い、はぐくみ合う、この三つがプランの柱だが、現状認識はうたい文句どおりいっていないのが今の実情である。

少子化となった理由は、第1に教育費がかかる、次に仕事と子育ての両立が困難である、そして経済的 余裕がないと。そうすれば、スローガンである「子育てするなら山形県」を実現するにはどうすればよい のか。また、「子育てするなら寒河江市で」、寒河江次世代育成支援行動計画、子どもすこやかプラン、子供を安心して産み育てられる寒河江市を目指して、どうすればいいのか問われるところだと思います。

生まれた赤ちゃんの数を見ると、2005年には9,357人、2004年では9,437人、2年連続で1万人を切り、 やはり過去最低を更新しております。当寒河江市においても、出生数、平成15年の統計であるが、381人で、 5年前の89パーセントである。合計特殊出生率は1.56、全国から見れば高いが、過去最低である。三世代 同居世帯数が減少し、政府のみならず、核家族がふえ、地域の結びつきが弱くなり、近所に相談する相手 がないなど育児不安が増大しているのも事実であると思います。

県内4地区の人口とも減り、減少率では最上地域のマイナス4.89パーセントと最も高く、人口がふえたのは東根市1,032人、天童市が627人、山形市が590人、我が寒河江市が246人であり、外1町で、4市1町だけである。33市町村がマイナスとなり、減少数が大きいのは鶴岡市、これ合併後の数字でありますが、5,165人、酒田市が3,033人、米沢市が2,226人、1万を割り込んだ町村が15となっております。

少子化対策を福祉政策と考えるのは誤りではないか。日本という国の形がダイナミックな出来事と位置 づけるべきであると考えます。天然資源を持たない日本の成長を支えたのは、人材の力だと思うのです。 そこで、何をなすべきか。大きく分けて社会、財政、医学の3点になるのではないか。まず、社会です が、結婚しやすい規制緩和が必要なのではないか。例を挙げれば、お互いが夫婦別性は、家の存続問題が 結婚問題にならない、双方の籍を守る上で有効な結婚制度だと思うのですが、いかがでしょうか。選択肢 をふやせば結婚に踏み出す人もふやせるのではないか。また、若者の雇用安定も、育児休業をとる人的余 裕がない中小企業には国が何らかの形でバックアップする必要があると思います。

次に、財政面ですが、新しい時代へ先行投資ととらえ、少子化にはお金を使うべきであると。子供がふえれば、将来労働力、消費者、納税者と還元されるわけでありますので、月額5,000円の児童手当ではもう一人子供を持つ余裕はないのではないか。さらに、高齢者に認められる医療費補助がないなど、同じ弱い立場の高齢者と子供に同じ補助率でいいのではないかと思います。

三つ目には、医学ではないかと。不妊治療を受ける夫婦は、今6組に1組と言われております。また、20代、30代の妊娠中絶の増加も深刻であります。命を大切にする空気をつくるべきではないか。子供は宝という認識を広めることを提案をしたいと思います。

南陽市では、子供を産み育てやすい環境つくりの一環として、子供を出生した市内の女性に対し5万円の商品券を支給する出産費助成事業を創設し、2007年度から助成を始めるとのこと。昨日の山新に掲載されておったものですが、助成額は第1子、第2子が5万円、第3子以降は10万とすると。しかも、所得制限や居住期間など支給要件は特に設けず、市に出生届を提出した親に対して対象とすると。市内への経済波及効果を考慮して、市内のみで使用できる商品券を支給する方式を採用したと。ほかに県内の自治体で第1子出生児の支援制度を設けているのは最上町で、祝金として現金1万円と商品券1万円の計2万円の支給等があるようであります。

以上、1問で提案した家族の日と家族の週間はぜひひとつ実現をされるよう要望いたしまして、私の質問は終わりますが、市長、何かお考えがあればひとつお願いをしたいと思います。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 第1問といいますか、なかったといいますか、予想していなかった質問ばかり多いのでございますけれども、私の感じているところで答弁させていただきますが、今おっしゃったように、最後のくだりでおっしゃいましたところの結婚しやすい状況をつくるとかあるいは先行投資といいますか、医療費という面での優遇措置をとれとかあるいは出生祝金をどこかのまちのように出せとか、こういうことのようでございますけれども、世界的にも珍しい急速に進んできたこの超高齢化もさることながら、この超少子化社会というものをどのようにするかというようなことは、これは国においてもあるいは地方自治体においてもそれぞれ考えておりますけれども、まずは特効薬というのはないように考えられるわけでございます。

ですから、これぞという決め手というものがないままにいろいろなお金の面とかあるいは工業団地のみならず、企業においても有給休暇みたいなものを与えて、子育てに専念できるような環境づくりするというようなことがあろうかと思いますが、ですから経済的理由あるいは福祉利用の面のみでないところの問題、いわゆる結婚あるいは出生ということになりますと、これは個人的な理由といいますか、原因というものがあってこのようになっている分野というものがあると思います。

ですけれども、そういう分野には踏み込めないのが今の実態だろうと、このように思っておりますが、それで全く決め手のない、こう薬のないままに過ぎていると。でも、それを怠ってはならないし、何らかの手立てを尽くさなければならないというのが今の実態ではなかろうかなと、このように思っております。例えば祝金を出したから出生率が伸びたとか出生数がふえたとかいうことは聞いておりません。

では、何をすればと。やっぱり寒河江の場合でしたならば、いわゆる寒河江市に住みついていきたい、 そして寒河江市のイメージにほれ込んで来るという方もいらっしゃるわけですから、だとするならば、や はりそこにおいて環境づくりあるいは教育環境を整備していくというようなことが当然あるわけだろうと、 このように思っております。

そういうことで、全体的な中で、あそこは住みやすい、あそこは子育てをしやすい市、自治体だということで、あるいは御主人も本人も職業が見つけられる、勤めができるとあるいは子育てにした場合の援助といいますか、保育関係あるいは幼児施設等々が非常に整備されている。それが公共関係だけではなくて、企業においても普及されているというようなことがなくてはならないのではないかなと、こう思っております。

ですから、ただ一時的にお金を支給するということのみ以外の中で考えていくということが、私はより一層長い目で見ての少子社会を解決することにつながっていくのでないかなと、このような思いでいるわけでございまして、今は結婚といいましても、よく私も結婚式にお招きを受けますけれども、かなり晩婚の方もいらっしゃいますし、そしてまた媒酌人というような形はとらないで、本人というようなものをして、ですからいわゆるそういう若い方を結婚に踏み出すような魅力というものを持ってもらうというようなことを、小さいときからやっぱり結婚するあるいは家庭に入る、そして勤めるときは当然勤められるような環境づくりをという中で、子供の出産、育児に励むような母親といいますか、女性というものを育てる、あるいは男性もそれに協力するような男子というものを育てていくということも長い目での必要なことだろうと、このように思っております。

以上お答えさせていただきます。

松田 孝議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号5番について、6番松田 孝議員。
 - 〔6番 松田 孝議員 登壇〕
- ○松田 孝議員 私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を寄せている市民を代表して、以下市長並 びに農業委員会会長に質問いたします。

最初に、集落営農組織の構築についてであります。

19年度から導入される品目横断的経営安定対策は、施策の支援対象がこれまでの全農家から原則として4へクタール以上の経営規模を有する認定農業者と、20ヘクタール以上の経営規模を有する集落営農組合などの担い手に限定されることになりました。そのために、現在水田農業を営む多くの農業者が国の施策の対象外となります。従って、この支援を受けるために、集落内において国が示す要件を整え、集落営農組織を構築し、参加することが望まれています。

昨年度から行政とJAが中心となり、各地区に農用地利用改善組合を立ち上げ、その後集落ごとに経営 所得安定対策の政策説明や座談会などを開催し、周知を図ってきています。その中で、政策に対する課題 が農家から出されています。

第1は、農業就業人口は劣弱化が激しく進行しており、高齢化であっても農業生産からリタイアできない状況となっている。高齢者が農業から撤退すると、その先には耕作放棄という現実が見える。こうした状況のもとで、高齢者の農業を引き継ぐべき担い手が集落で整うのか。

第2点目は、生産実績のない農地は、一部助成金があるのみで、引き受ける農家がいなくなること、特に転作田で保全管理を行ってきた農地の復田対策はどのように進めるのか。

第3点目は、寒河江市では対象品目は、生産条件もあり、米、大豆のみで、地域によっては対象が米だけとなることで支援が限定され、収入が大幅に減る、また農家が頑張って収量を上げても過去3年間の生産実績払いがほとんどで、収入がふえず、メリットが見えない。

第4点目は、品目横断的経営安定対策の絡みもあり、19年度以降の産地づくり交付金の大幅な見直しも 検討されているなどがんじがらめの体制で、夢がないなどの声が上がっています。

以上の問題点を踏まえて市長に伺います。

最初に、今回の新しい経営安定対策は、寒河江市の農業振興にどう影響を与えるのか伺いたいと思います。

次に、国が言う集落営農は、面積要件はじめ経理の一元化、規約作成や運営費などに充てる賦課金の捻出、さらには集落営農組織の立ち上げも期限つきの状況であります。これらの要件を満たすために、強力な支援と時間も必要であり、今後どのような支援策をとるのか伺いたいと思います。

第3点目は、寒河江市は集落営農組織は認定農業者を含めた組織化を推進していますが、小規模農家や 兼業農家を含めた集落営農の育成、維持との整合性が大きな課題となっています。地域によっては、認定 農業者やブロックリーダーとなる人材がなく、組織化が困難な地域も出てきています。これらの地域に対 する救済対策を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

第4点目は、集落営農に諸条件で加入を見合わせる農業者に対する支援策はどのように検討されているのか伺います。

第5点目は、苦境にある家族型農業経営の維持存続を政策目標に掲げ、その安定的な存続のもとで農業の担い手を創出することも必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

第6点目は、農業の生産規模拡大は、土地の所有の拡大ではなく、農業生産手段としての耕作権の集積であり、そのために思うように連檐化された形で農地の利用集積が進んでいません。今後これらの問題は、 集落営農組織が中心となって対応することになりますが、新たな課題として、認定農業者、特定農業団体、 それに集落営農組織、さらには個人との乖離なども心配されており、今後農地の利用集積をはじめ、集団 転作への取り組みなどにも大きな影響が予想されます。これらの総合的な調整をどう図っていくのか、市 長の考え方を伺いたいと思います。

第7点目は、農家も農閑期に入り、19年度産の作付などの準備や集落営農とのかかわりで、将来に向けた農業生産活動をどうするのかなど農業のビジョン策定も検討されています。その中で、重点作物に対する支援対策が不透明であり、特に産地づくり交付金はどのように交付となるのか具体的に伺いたいと思います。

第8点目は、荒廃地の復田や安全管理の農地へ作付した場合の経済的な支援体制を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、適正な土地利用計画の策定及び農地転用許可の適正な運用と諸施策について伺います。

土地利用の転換の対象である農地は、本来私たちの食生活と農業者の生活基盤の豊かさを確保する目的で耕作が行われてきました。このことで、防災などの多くの多面的機能を農地は持ち合わせています。農水省の2000年度センサス結果によると、全国で農地の耕作放棄地は、1980年以降の耕作放棄地面積は年々増加し、経営耕地面積対比では10.9パーセントまでになっています。この状況は、農家戸数の減少と経営耕地面積も同じような水準で減少傾向となってきています。

寒河江市においても、特に生産不利な中山間地域では、耕作放棄地率が異常なまでに高くなっております。そのために、害虫の発生源となるなど農作物の生産活動や居住環境に悪影響が出始めております。農業生産基盤である耕地の壊廃は深刻な問題であり、農業の担い手確保対策と同時に解決するべき重要な課題であります。

これらの課題を解決するために、寒河江市は農地パトロールを9月に実施し、荒廃農地や遊休化している農地が将来ともに利用可能か耕作不能か、また水利や農道の条件なども含め、総合的な視点で調査を実施しています。その実態は、機械化の諸条件に恵まれないこと、水路や農道の維持管理などが困難な農地、農業を継ぐ農業者がいない農家、借り手がいない農地、他人には貸さないと主張する人、不在地主が持つ農地など荒廃した理由はさまざまな経過であります。これらの状況から、実際に耕作できる条件が整うのか、何らかの改善策があるのかと危惧する声があります。

一方で国は、農地所有者の管理放棄する農地がふえ続けていることの危機感と周辺の農地に悪影響を及ぼすような農地が増加傾向にあることで、遊休化している農地所有者に対して市町村長による新たな勧告制度を強めていく法改正を行っています。この改正で荒廃化している農地を新たな農地として復活できるのかなどについて、以下農業委員会会長に伺います。

最初に、今回行われた農地パトロールでの全体の特徴と結果について伺いたいと思います。

第2点は、法改正後の遊休農地に関する措置制度でありますが、農業委員会はどのような農地に対し運用を検討されているのか。制度活用について、農業委員会会長の見解を伺いたいと思います。

特にこの制度改正は、一定のルールを守らない農地所有者となっていますが、荒廃農地を所有するすべ

ての所有者に対して農地利用を促進、指導を強めていくのかについてもあわせて伺いたいと思います。

第3点目は、所有者が農地の利用計画を提出しなかったり、虚偽の届けをした場合には10万円以下の過料としていますが、農地の利用計画に沿って期限内と限定するのか伺いたいと思います。

次に、農地改良や転用後の諸問題について伺います。

近年未整備農地が畑地化や農地改良、それに農地転用による宅地化の目的で農地に盛り土を実施するなどし、これまでの形状を変えることで隣接地を越えた周辺の農地や環境にさまざまな弊害が発生しています。また、水田や畑地に用途変更の手続きを踏まないで、農地へ植林したことの障害、さらには小規模畑地化による農薬の飛散の問題など、国の法律や施策が変わるごとに周辺農地へ重大な問題が起きています。このことで農地の隣接者や周辺農家、それに住民とのトラブルも発生しており、これらの問題解決に向けた改善策を検討すべきと考えます。

一つは、農地改良、農地転用の手続き等については、寒河江市は隣接者から同意を求めていますが、トラブル防止対策として、事前に隣接者や関係者を含めた話し合いの場を検討すべきと考えますが、見解を 伺いたいと思います。

第2点目は、これまでのトラブル経過を見ても、なかなか解決の糸口が見つからず、被害者が困惑している実態もあります。被害者が改善策を求め右往左往することがないように、農業委員会としてきちっとした相談窓口を設け、行政間での調整や指導体制を強化すべきと思いますが、具体的な対応策について農業委員会会長の見解を伺いたいと思います。

以上で、第1問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 19年度以降の日本の農業を左右するといいますか、大きな柱でございますところの集落営 農組織の構築と課題について、8点にわたり御質問がございました。1点目からお答え申しあげます。

1点目の、品目横断的経営安定対策が本市の農業振興に及ぼす影響についてでございます。

品目横断的経営安定対策は、平成19年度から導入されるもので、我が国農業の構造改革の加速化を図る ものであり、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう考慮された対策であります。

具体的には、これまでに全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を4ヘクタール以上の認定農業者や、20ヘクタール以上の集落営農組織などの担い手に対象を絞り、その経営全体に着目し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための補てんと、収入減少の影響を緩和するための補てんを実施するものでございます。このように制度の対象者が国が認める担い手に絞られることから、本市においては認定農家以外の農家、いわゆる兼業農家や規模の小さい農家が国の支援を受けるためにも、支援の対象となる担い手、集落営農組織への加入を進めていく必要があると考えております。

また、現在農家人口の減少、高齢化、後継者不足による担い手不在問題などは喫緊の課題であり、本市の水田農業を持続発展させるため、市ではこれまでに農産物価格の低迷や機械などの過剰投資による採算悪化の防止、生産費コスト削減を図る集落営農システムの構築を目指し、組織化に向けた活動に取り組んできたところであります。この品目横断的経営安定対策に参加していただくことにより、本市の目指す集落を基礎とした農業振興が十分に図られるものと考えております。

次、2点目でございます。この集落営農組織の立ち上げに向けた支援策についてでございます。

御案内のように、集落営農組織を立ち上げるに当たっては、クリアすべき条件があります。面積要件が20ヘクタール以上であるほか、経理の一元化、組織規約の作成、地域の農用地の3分の2以上の利用の集積を目標とすること、中心となる者の農業所得の目標を定めること、農業生産法人化計画を有することでございます。

こうした要件をクリアするためには、地域での十分な話し合いによる合意形成が大事であると考えており、これまでに県、市、農業委員会、JA、土地改良区などで組織する市経営所得安定対策等推進班を設置し、検討を行い、各地区、各集落ごとの制度説明会を開催いたしまして、年度内の設立に向けて取り組んでいるところであります。今後も関係機関や農用地利用改善組合とも連携を図りながら、設立に向けた制度の説明や組織化のための情報の提供など支援を行っていきたいと考えております。

次、3点目でございます。認定農業者やブロックリーダーがいなくて、組織化が困難な地域に対すると ころの救済対策についてでございます。

現在、本市で18エリアの集落営農組織の立ち上げに向けて作業を進めております。このエリアには、認定農業者やリーダーの方は複数おりますので、御質問のリーダーがいなくて設立が困難な地域はないものと考えております。仮にそのようなことが生じた場合には、地元農用地利用改善組合を中心とした十分な話し合いや調整をしていただき、さらには農業関係機関・団体等と連携を図りながら、地域でのリーダーの育成や組織化に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次、4点目でございます。集落営農に参加しない農家に対する支援策についてでございます。

市としましては、現在立ち上げを目指している集落営農組織には、基本的に対象農家の全戸加入をお願

いしているところでございます。仮に参加しない場合でも、転作についてはこれまでどおりと考えておりますし、転作の実施による産地づくり交付金もこれまで同様支払われることになります。その期間は、今のところ平成19年度から21年度までの3カ年間と国から示されております。

5点目でございます。農業の担い手を創出することについてでございます。

本市においては、これまでに認定農業者などの地域農業の担い手の育成に積極的に取り組んできております。今後においても、JAや関係機関と連携を図りながら、本市の基幹産業と言える農業を守っていくために、水田と果樹や花卉などの複合経営と観光を結びつけた寒河江型農業をさらに推進し、農業所得の向上を図るとともに、農用地利用改善組合による担い手への農地の利用集積や担い手の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

次、6点目でございます。農地の利用集積と集団転作の調整についてでございます。

農地の利用集積は、各地区に設立された農用地利用改善組合が主体となり取り組みが進められるものであり、今回設立しようとしている集落営農組織も集落内の水田等を対象に、できるだけ効率的な農作業、共同作業ができるように農地の連担化、団地化の推進を図っていくものでございます。このようなことから、地域のできるだけ多くの方々がこの集落営農組織に加入していただき、農用地利用改善組合と集落営農組織が連携を図りながら、将来的には地域の担い手に農地が集積されるよう進めていただきたいと考えております。

転作につきましても、これまでどおり団地化を促進しながら実施していく必要性があることから、引き 続き寒河江市水田農業推進協議会での十分な議論を踏まえて、総合的な生産調整実施体制を整えていきた いと考えております。

次、7点目でございます。来年度以降の重点作物に係るところの産地づくり交付金の交付についてでございます。

今も申しあげましたが、国の産地づくり交付金制度は、平成19年度から21年度まで続くことが示されており、平成19年度においては、国の予算上からもこれまでどおり重点作物等に対する支援交付が可能であると考えております。

次に、最後の8点目の荒廃農地等の復旧に係る支援についてでございます。

御案内のとおり、年々遊休農地が増加傾向にあることから、その解決策が求められておりますが、現在のところ意欲ある担い手への円滑な農用地利用集積を推進するため、担い手の育成、確保に関する取り組みとあわせて、農業委員や地域における農用地の利用調整活動や農地保有合理化事業など各種農地流動化対策を積極的に活用し、遊休農地発生の未然防止に努めているところであります。

また、今後は、農用地利用改善組合と集落営農組織の中で荒廃地となってしまった農地などについての、 優良農地への復元方策などについて十分な話し合いが行われるものと期待しております。復元に対する支援については、現在のところ国や県の制度はなく、市としては今後調査研究してまいりたいと考えております。

私の方からは以上です。

○新宮征一議長 佐藤農業委員会会長。

〔佐藤勝義農業委員会会長 登壇〕

○佐藤勝義農業委員会会長 お答えを申しあげます。

今回、さきに実施いたしました農地パトロールでの全体の特徴と結果についてですけれども、昨年農業 経営基盤強化促進法が一部改正になり、遊休農地対策が強化されたことは御案内のとおりであります。

その改正の主な内容は、遊休農地解消に向けた市町村長の関与の強化及び農業委員会の指導の強化がその根幹に位置づけされたことであります。つまり、遊休農地が将来農業上の利用増進を図っていく農地である場合は、まず農業委員会が指導を行い、指導してもなお相当期間耕作しない農地については、農業委員会が市町村長に対し、その農地が特定遊休農地である旨の通知要請をして、遊休農地の解消に努めていくという内容であり、それでもなお改善されない場合は、市町村長が遊休農地の所有者に必要な措置の勧告等を行うことができるようになったということであります。

その法改正を受けて、農業委員会では指導の方針、指導の内容等を定めた遊休農地に関する指導要領及 び要活用農地の指導に関する手続き規程を制定し、その指導体制を整備したところであり、今回実施いた しました農地パトロールもそうした流れの中で実施したものであります。

今回実施した農地パトロールの特徴としましては、本年8月1日から9月20日までを農地パトロール強化月間と位置づけまして、各地区に設立された農用地利用改善組合との共同事業として取り組んだところでもあります。その調査結果につきましては、一部調査票の整理が未了の地区もありますので、中間的な数字ではありますが、現段階では件数で227件、面積にして約32.8ヘクタールの遊休農地が確認されております。最終的な調査結果ではさらに伸びることが予想されるのではないかと考えておるところであります。特徴といたしましては、中山間地を抱えております白岩地区、それにまた柴橋地区が多くなっているようでございます。

次に、法改正後の運用、取り組みについてですが、このたびの法改正の主眼とするところは、優良な農地の区域に存在する遊休農地を最終的には認定農業者など担い手に耕作する権利が移動し、遊休農地の解消を確実なものにすることを視野に入れた改正であると理解をしているところでありまして、まずは農業委員自らが遊休農地の所有者の意向調査を行い、その原因を整理して、利用権の設定を行うことが望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介、あっせんなどを行うなど担い手への利用集積を円滑に進めていくことが肝要と考えているところでございます。

従いまして、農業委員会としては、現在のところ市町村長への通知要請の前の段階で解決すべく、あくまで農業委員による直接の相談指導に重点を置いた取り組みを展開していきたいと考えているところであります。

次に、農地改良や転用後の諸問題についての質問にお答えいたします。

農地転用や農地改良の手続きの際、事前に隣接者や関係者を含めた話し合いの場を設けてはどうかという御質問ですが、農地転用につきましては農地法上県知事の許可が必要になりますが、農地改良につきましては、自らの農地を耕作しやすいようにするための改良ですので、農地法の許可は不要となっております。

ただ、近年農地改良と称しまして、道路より極端に地盤が高く盛り土されるなどの造成が見受けられま した。そのため、農業委員会では平成14年度に寒河江市農地改良指導要領を制定し、耕作土の深さや農道 からの高さなどを規制して、周辺農地に著しい弊害が生じないように指導してきたところでもあります。 農地転用は、申請手続きの際、隣接者からの同意書は転用手続き上不要となっておりますが、農業委員会 ではトラブル防止のためにお願いという形で隣地者の同意書をいただいているものでもあります。これに さらなる話し合いの場を課することは、法令上困難と考えております。

ただ、農地改良につきましては、今各地区に農用地利用改善組合が設立されておりますが、その構成員に農業委員も入っており、農用地利用改善組合が地域内農地の諸問題を協議し、解決していくにふさわしい場ではないかと考えているところでもあります。

次に、トラブルがあった場合の相談窓口を設け、行政間での調整や指導体制を強化すべきではないかという質問でございますけれども、これまでも農地にかかわるトラブルがあった場合は、農業委員会はもちるん、関係課と協議するとともに、十分連携を図って対応してきたところでありますし、当事者の事情を十分聞いて解決を図ってきた事例も何件かございます。今後もその姿勢に変わりはないところであり、適切な指導に心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 松田 孝議員。
- ○松田 孝議員 答弁ありがとうございました。

この集落営農に対しての取り組み方が、寒河江市としては非常におくれたかなと思っております。実際この振興計画、第4次振興計画の中では、非常に前から集落営農の構築ということでシステム化していくという方針を示していましたけれども、これまで何にも取り組まない状態で、今回の市長の所信表明の中で集落営農ということを提起なっておりましたけども、もう少し早い段階で国の動きがあったわけですから、もう少し実態を掌握して前向きに検討すればこの混乱はなかったかなと思っております。今やっぱり農家自身非常に困惑しております。

それで、どういうことかというと、やっぱりこの経営安定対策は、農家にとって経営安定となるのかということが具体的な問題なんですけども、実際我々現場に行って話しても、具体的なプラスになるような話ができないというのが今、JAあるいは当局からの担当者もそうでありますけれども、実態としてはそういう実態なんです。

ですから、これWTOで再開されて、また新たな動きになって価格が下がれば、それなりのある程度評価されるかもしれませんけども、今は凍結状態で今後どうなるかわからないし、またこの問題ですけども、価格保証と言いますけども、3年間の価格の実績を基準にした補てんでありますから、実際にはWTOで関税が引き下げになって単価が下がれば、それが基準になって、価格補てんという形はならないと思うんですよね、実際は。

だから、この辺の対応、逆に言えばこの価格下がった場合にどうやるかというのは非常に問題あるんですけども、こういう政策に対しても、今産地づくり交付金などもありますけども、今その段階で19年から21年までは確保されますけども、それ以後の対策がないわけです。そして、今回産地づくり交付金などについても、実際どのくらい交付があるのか。国が示すおおよその予算はかなり下がっています。ですから、市町村でそれをどう配分するのかこれからの課題と思っておりますけども、やはり来年度の生産に向けたいろんな農家が構想を練るわけですから、やはりこの産地づくり交付金などもきちっとした御答弁をあるかと私は期待していたんですけども、まだこの結果というか、内容まで具体的に踏み込んだ交付金の金額というのは出てこないんでしょうか。この辺についても再度お聞きをしたいと思います。

あとこの担い手を育成するという形は、当局はとっておりますけども、実際認定農業者も最近は減る傾向になってきておりますよね。こうした問題で、本当に今のこの経営安定対策の中で担い手が確保されるのか。今集落の営農組織でいろいろ私も回っておりますけども、非常にリーダーがいなくて困っている状況がひしひしと感じられます。実際その対策として、地域としては、今市長からも答弁ありましたけども、18の集落を今構築に向けて考えているとありましたけども、当初は35か36の範囲で農用地利用改善組合で計画をしていたんです。ところが、やっぱりこの18という数字は、その集落で実際リーダーがいなくてやはりできない問題、あと耕地面積が20ヘクタール以上確保できない、そういうもろもろの問題があってなかなか実態としては話が進んでいないんですよね。だから、今回はこの辺の支援対策を私は求めているんです。

実際、時間をかけて担い手を育てていくというのは、これは基本でありますけども、実際今現場ではそういう状況で、やっぱりその対策としては、結果的に集落の範囲をぐっと広げて、白岩地区を対象に挙げると、最初は白岩地区は5地区で一つの集落それぞれを設ける計画でありました。しかし、実際となれば二つか三つぐらいしか立ち上げることができません。それはやっぱりリーダー不足、あと山間部において

は耕地の面積の確保ができない、こういう問題が実際にあるんです。

ですから、こういう問題をもう少し真剣に受けとめて、その集落に対してどうした支援対策、やはり20 町歩に満たない地域でもある程度特例がありますので、それらの特例をうまく活用するような指導体制もあれば非常にいいと思うんですけども、そこらも示さないまま、当局もこの経営安定対策の中身がやっぱり具体的に細々としてやっぱり難しい感じがするんですよね。

ですから、具体的に目標を示さないというところが一番現場では困惑しているんです。ですから、この 辺についてももう少し指導の強化をお願いしたいんですけども、その辺についての取り組みをお願いした いと思います。見解を伺いたいと思います。

あと寒河江市は、特に寒河江型農業ということで、今水田対策の方にだけ話は行っていますけども、結果的に今までやってきた家族経営の中で複合経営が寒河江市は進んできたと思っております。ですから、この辺見ますと、実際家族型農業を別にしてこの集落営農に取り組むという方と、いろいろセットに入っていく人といろんな形で今集落では複雑な中身であります。

ですから、やはり意欲を持って家族型農業をやっていくという人も実際はかなりいるんですよね。ですから、こういう家族型の政策、きちっとやっぱり私は、寒河江市として検討すべきと思います。これ単作地帯だったらある程度そういう集落営農でカバーできると思うんですけども、複合経営の中ではこれは非常に困難です、実際は。ですから、この辺の問題もう少し当局として真剣に検討していただきたいと思います。

あと特に、いろいろな支援対策を私は求めたんですけども、やはり国の政策である程度やれないことについては、やはり食糧・農業・農村の基本計画でもうたっていますけども、地方公共団体の責任として、 やっぱり国の施策で補完できない部分は、ある程度やっぱり寒河江市独自の支援をやっぱり具体的に検討する必要があると思うんです。

それと、やっぱり農家自身の努力を評価して、それに支援していくというのも必要だと思っております。 その点などもこの基本計画に盛り込まれておりますんで、やはりこの点ももう少し具体的な支援体制、言葉だけで支援と言ってもありませんから、具体的な取り組みを少し検討していただきたいと思います。今 紅秀峰などは非常に進めておりますけども、水田農業に対しても特別な支援が私は必要だと思っておりま す。その辺について伺いたいと思います。

あと農業委員会の会長に伺いますけども、この農業経営基盤強化促進法に基づいて、やはり市町村との 基本構想というのは立ち上げて、やはり耕作放棄地だのこういう対策をきちっとやるようになっています けども、今後やっぱり地域の農業のあり方ということで、耕作放棄地になっている土地の有効活用という ことを、もう少し農業委員会としてやっぱり指導のあり方も検討していただきたいと思います。

まず、農用地としてまず難しい農地ありますよね、山間部に行けば。そうした対策をやっぱり杉とかそういうのでなくて、やっぱり山菜とかいろんな新たな品目もありますので、そういう対策に向けて具体的に問題提起をして、農業の振興に役立つよう指導をお願いしたいと思います。

あと最近山に返すということもありますけども、やはりこれは鳥獣害対策とか、緑化の推進を踏まえた 農地の利用をきちっと対応するように、今後構想の中に組み入れていただきたいと思います。

以上で、私の第2問を終わります。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 大転換の農業政策がスタートさせられるといいますか、スタートするわけでございますから、じゃ、今までやってきたこととの整合性というようなことがまず問われるわけでございますけれども、 寒河江では第4次振興計画におきましては、御案内かと思いますけれども、基本計画の中に農業振興という項目を取り上げておりまして、その中には集落営農システムの構築と、こういうことを第1番目に掲げておるわけでございます。

そんなことから、これまでも農地保有合理化事業、いわゆる農業委員会によるところの農地のあっせん やら利用権の設定など、それからまた流動化支援事業、いわゆるこれは認定農業者の規模拡大に対する助 成と、こういうものをいわゆる農地集積というものを進めてきたわけでございまして、そういう中での具 体的にはミニライスセンター、石持にはございますし、あるいはさくらんぼ管理センター、これも市内で 3カ所ほどございますし、あるいは水稲のじかまき用の機械の導入など、補助事業によるところの集落営 農基盤施設の整備には取り組んできたなと、このように思っております。

また、集落営農の推進母体としましては、農地集積や農作業の受委託促進など農地の効率的な利用というものを促進するため、農用地利用改善組合というものを市内の9地区にも立ち上げてきたところでございます。

それから、御案内のように今回の制度というものは、申すまでもないかと思いますけれども、これまでの農作物の価格の保証ということは、これはWTOで価格保証というものはこれはまずいんじゃないかと、こういうことが出てきているわけでございまして、そういう意味におきまして経営の所得に対する保障というように形が変わってくるわけです。

じゃ、これをだれが主体となってこういうことをするかといいますと、一つは認定農業者でございますし、それから一定の条件を備えたところの集落営農と、こういうことになりまして、それで米だけじゃなくて、米、大豆、てん菜とかバレイショとかあるいは麦と、こういうものをそれぞれの収入をプラスして減収した場合の補てんと、こういうような形をとるようになってくるわけでございまして、ですから大きな転換と言えますが、でもこの認定農業者を推進してきた、認定農業者をさらにふやして充実していかなくちゃならないということは、これは私は変わりはないと思っております。

それから産地づくり交付金、これにつきましては、第1問において答弁を申しあげましたが、これは18年度並みに進んでいくのではなかろうかなと、このように思っておりまして、対象作物、大豆、エダマメ、ネギ、アスパラ、花木、そして団地化とかバラ転とかと、こういうように交付金などもなっていくのではなかろうかと、このように思っております。

それから、リーダー不足でございますけれども、リーダー不足で三十二、三を考えていたのが18にしかならなかったんでないかと、こういうことでございますけれども、やっぱりこういう新しい時代となりますと、やっぱりそれを推進するというようなことは非常に難しい分野もあろうかと思いますし、あるいはリーダーとしてそれに取り組んで、先駆的にあるいは前向きに取り組んでくださるという方は非常に大事な方ではなかろうかなと、このように思いますが、やっぱり寒河江全体の農業というものをこれを確立していくには、これはやらなくちゃならないと、国の農業政策というのは3年かあるいは5年ごとに目まぐるしい、猫の目のように変わっていくということで、そういう面での不安というものはあろうかと思いますけれども、少なくとも国際的に非常に縛られてくるところの日本農業、そしていわゆる農地の集積を図

って、そこで農用地の集約をやって収入を上げていかなくちゃならないということを考えて、そういうことに着目しながら今回のこの集落営農というものに当たっていただきたいもんだなと、このように思っております。

それから、寒河江型農業というものは、これは私は何もこれが集落営農が進むから、今までの寒河江型 農業あるいは観光型農業と、こういうものをなくしていいとかあるいはそれを没却して差し支えないんだ と、こういうことは思っておるわけじゃございませんでして、やっぱりこういう国対国あるいは産地間競 争というものが激化する中で、競争力に強いところの農業経営基盤というものをこれを確立しなくちゃな りません。

そして、市の主力作物であるところのさくらんぼ、新しくまたつくってくださっておりますところの紅 秀峰のこれはブランド品としての奨励、それから消費者のニーズ、市場ニーズというものを踏まえたとこ ろの販売計画に力を入れて、攻めの農業というものを展開していくということは、これはこれまでどおり やっていかなくちゃならないと、このように思っております。

また、今申しあげました大豆とかエダマメとか花木などの転作振興、あるいはこの寒河江川でのきれいな水でつくられたところの米の産地、こういうことにつきましては、農用地の利用集積とあわせまして、関係団体あるいは農業生産者一体となって推進していく必要があるのかなと、このように思っております。以上でございます。

- ○新宮征一議長 農業委員会会長。残り時間が少なくなっておりますので、簡潔に要領よく願います。
- ○佐藤勝義農業委員会会長 御指摘をいただきました遊休農地の有効活用ができるように、認定農業者等々との話し合いなどを今後進めながら、今後も指導強化に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○新宮征一議長 松田 孝議員。
- ○松田 孝議員 時間もないようですけども、実際家族農業経営をやっぱりある程度育てて、やっぱりその中から担い手を探すということを基本方針に据えてやってもらいたい。

そしてあと集落営農については、余り100パーセント加入を見込まないで、やっぱり強制することなく、やっぱりその地域地域に対して具体的な支援を進めていただきたいと思います。余りぎりぎりと進めると、やはり岩手県なども非常に進んだ地域もあります、集落営農として、私も実際行ってきましたけども。逆に、集落営農を補助金絡みでぐんぐん進めたことによって破綻した地区もあります。

ですから、そういう実態を裏表ありますけども、ですから余り今年度じゅうに目指すというわけでないんですけども、少し余裕を持って、来年度に向けた取り組みなども具体的に提起をしていただきたい。余り急ぐとやっぱりとんでもないことになるし、組織が逆に農業に破綻を来すような状況もつくり上げることもありますので、その辺十分考えて進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

柏倉信一議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号6番、7番について、11番柏倉信一議員。
 - 〔11番 柏倉信一議員 登壇〕
- ○柏倉信一議員 緑政会の一員として、通告番号に従い一般質問に入らせていただきますが、本日5番目の 質問ということで、議場の皆さんもお疲れだと思います。極力端的にお尋ねをしたいと思いますので、よ るしくお願いをします。

通告番号6番、医療行政についてでありますが、本日トップバッターで佐藤暘子議員が質問しておりますので、重複する部分があり、また私の質問に対する答弁に近い部分もありましたが、今日の今日でありますので、当局には御理解をお願いしたいと思います。

この件については、最近山形新聞に連載されている「医療最前線」の記事や酒田市立病院と県立日本海病院の統廃合問題などを見てもわかるとおり、自治体病院の運営が問題視され、注目されています。

さて、我が寒河江市立病院は、昭和48年に現在の場所に60床の病院としてスタートを切りましたが、経営不振から昭和62年に病院整備計画を策定し、平成元年から平成4年にかけ増改築工事を実施、その後160床の病院として診療開始、市長はじめ病院スタッフの努力で平成元年度で6万5,000人の受診者数が平成14年度では14万8,000人と2.3倍に増加、寒河江、西村山の中核病院として地域医療を担う存在となりましたが、東北、北海道地方などに見られる医師の確保や経営状態に幾多の課題が発生してきました。私なりに病院経営の実態を調査してみましたが、すればするほど病院経営の難しさが感じられ、改めて携わっている方々の苦労に敬意を表したいと思います。

中でも医師の確保などは、極めて困難な課題と言えます。臨床研修制度の導入により、研修生はどこに 研修に行くか希望を出すわけですが、ほとんどの研修生が都会に希望を出すという実態、都会に研修に出 た者はほとんどそのまま都会の病院に勤務し、特に東北、北海道地方には医師が不足し、全国的には決し て医師が不足しているとは言えない実態にもかかわらず、都会に集中している実情にあるようです。

多くの関係者の努力で、せっかく山大医学部との協力関係を築いたわけですが、臨床制度導入で肝心の 山大医学部そのものに医師が足りない現状であります。臨床研修生を受け入れるには、総合病院としての 機能を持っていること、すなわち脳神経外科、外科、整形外科、内科などがある総合病院で、なおかつ設 備が整っていることが必要のようです。

こうした医師不足の解消策として、本県はじめ10県の知事が大学医学部の入学定員増を要望し、ようやく認められたと報道されました。国の財政支援などの問題が残っているとはいえ、この施策が医師不足解消に効果を発揮されることを念じたいと思います。

さて、現在の寒河江市立病院の医師の数は、平成14年に常勤医師15名体制だったのが現在は10名体制であり、その勤務の内容を見ると、当直医師が毎日1名で、緊急患者を他の病院に搬送するのに同乗したり、不測の事態に備え、ほかに1名を拘束、そのほかにも担当患者の容態が急変すれば、拘束の有無にかかわらず24時間体制で対応していかねばならない実態であります。すなわち10名の医師団は、当直、拘束を含めれば、週2日は24時間拘束される計算になります。これでは、体力が衰えたと感じたとき、環境が許せば開業したくなるのは当然と言えます。収入はともかく、体がついていかなくなる、これが勤務医と開業医の大きな違いのようです。臨床研修制度やこうした勤務実態を解消するには、国策で検討してもらうし

かないのではないでしょうか。

経営の実態に目を向けると、2年に1度見直されている診療報酬改定によると、平成14年度からマイナス改定となっており、この報酬見直しでは患者の平均入院期間が24日以上になると診療報酬が約2割ダウンするという実情は、医療とは何ぞやという矛盾を感じるし、一方で経営的立場を考えると、患者をもう少し入院させておきたくてもそうばかりいかない実情です。

ジェネリック医薬品の活用にしても、そもそもジェネリック医薬品は、確かに単価は安いにしても、ほとんどのジェネリック医薬品会社の規模が一般的に小さいものが多く、薬品の製造が突然中止になったり、安定供給に問題があり、トラブルが起こるたび別の薬品を検討していかねばならない実態であり、こうした導入には絶えず気を配り、勉強していかねばならないなど医療スタッフからすればかなりの負担となります。仕事とはいえ、常に人の命と対面し、神経をすり減らしている医療に携わる人たちの苦労に敬意を表したいと思います。

こうした医療スタッフや関係者の努力にもかかわらず、市立病院は毎年一般会計から年間 2 億2,000万円を負担してなお、昨年度は 1 億3,000万円余りの赤字であります。近隣の西川町立病院も一般会計から 1 億9,200万円、朝日の町立病院は 2 億1,140万円を繰り入れています。医師の数は、西川が常勤 4 名、朝日は3 名であります。また、我が寒河江市立病院の患者は、おおむね市内の患者が約 6 割、大江町の患者が約 2 割、ほかが 2 割となっています。全国的に地方都市の厳しい財政状況の中、我が寒河江市も行財政改革に取り組んでおるさなかであり、寒河江、西村山の合併問題も暗礁に乗り上げている実態ではありますが、こうした実情を考えると、河北の公立病院も含め、寒河江、西村山全体の病院経営について、統廃合も含め、広域的観点から検討する時期に来ていると思いますが、市長として、また広域の理事長としての見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号7番、教育行政について伺います。

子供の安全や安心を脅かす凶悪な事件や出来事が、マスコミで連日のように報道されているのは御案内のとおりであり、あえて事例を挙げて申しあげるまでもないと思いますので省略しますが、本市教育委員会においてもさまざまな対応に取り組まれておると思いますし、議場においても同僚議員から幾多の提言がなされ、実行されています。こうした対策は、学校、PTA、地域など関係するすべてが連携することによって有効性を発揮するものと考えます。安全、安心のための対策に完璧という言葉はないのかもしれません。むしろ、これで完璧と思うことが危険なことかもしれません。

さて、あってはならないことではありますが、もし事件が発生した場合、警察、学校、教育委員会、PTAなどの連絡系統はどのように行われるのでしょうか。近年、飛躍的に発達している情報通新技術はどのように活用されるのか伺います。また、学校間の情報ネットワークはどのようになっているのか伺います。

最近では、パソコン通信もさることながら、携帯電話の契約者数が7,200万人となり、既に加入電話、いわゆる普通電話の契約者数を追い抜き、一家で複数台数の携帯電話があるような世帯が一般化しています。 現役世代の夫婦は、ほとんどが共稼ぎの状況の中であり、火災情報などの伝達も携帯メールが使われている昨今、登下校時などに不審者により子供が被害に遭った場合などを想定し、緊急情報を携帯メールで配信するシステムを至急検討すべきと思いますが、教育委員長の見解を伺います。

また、GPSでの位置確認など情報機器を活用した防犯システムについても研究を進めるべきと思いますが、教育委員長の見解を伺って第1問とします。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。 再開は午後2時45分といたします。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時45分

- ○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。〔佐藤誠六市長 登壇〕
- ○佐藤誠六市長 お答えいたします。

市立病院の課題解決に向けたところの対応でございますが、御案内のように医療体制や医師不足の現状については、マスコミが取り上げ、全国的に関心が高まっております。県内においても、医師不足の実態が報道されております。この中で、県立日本海病院と酒田市立病院の統合再編問題について動き出していることは御指摘のとおりでございますが、このことについては西村山地区内の病院についても考えていかなければならない大きな課題だと認識しておるところでございます。

お話もございましたけれども、うちの市立病院は昭和48年に60床でスタートをしておりまして、その後 160床に増床して、高度医療機器の購入、それから救急医療患者の受け入れ、そして医療相談の実施、さら には夜間、休日診療、糖尿病教室などの保健事業の実施によりまして、西村山の中核医療機関として、ま た2次医療機関として、皆様から御利用いただき、患者数も伸びてきたわけでございます。

しかしながら、最近の2年に1度見直されるこの診療報酬のマイナス改定や医師不足、そして患者数の減などにより、自治体病院の経営が大変厳しい状況を迎えております。寒河江市立病院の平成17年度の決算は、御案内のように1億3,680万円の欠損金が生じていますが、県内自治体病院決算統計集計の平成17年度の状況を見てみましても、県内24自治体病院のうち17の自治体病院が欠損金を生じております。また、全国の病院の約3分の2が欠損金を生じていることが報告されております。

そのマイナス要因としましては、御指摘もありましたけれども、一つは診療報酬の改定による平成14年度からの連続マイナス改定となったことですが、平成18年度の改定では特に入院基本料の見直しで、入院日数を短く制限され、これまでの平均在院月数が26日から24日に短くなり、4月と5月の入院収益は1割以上のマイナスとなりましたが、6月からこの在院日数をクリアできた経過がございます。

次に、それから医師不足が挙げられます。この医師不足の大きな原因となっているのが、話もございました平成16年度にスタートした臨床研修制度によるものでございます。これは、2年の研修を終えた研修生が、研修先の大都市の大学医学部や臨床研修病院から出身地方大学医学部や地元に戻ってこないことから、医師不足に拍車をかけているものでございます。

市立病院の医師は、平成14年には15人の常勤医師がおりましたが、その後平成17年度には13人となり、今年度に入り3人が退職し、現在は10人となっております。非常勤医師を山大医学部から派遣いただいておりますけれども、常勤医師の派遣を引き続き要請しているところでございます。また、県当局が11月からスタートをさせましたドクターバンク事業に登録し、医師を要請しておるところでございます。

また、市立病院における常勤医師の異動や、投薬期間の原則廃止による長期投与によるところの患者の減少、患者の高齢化による入院期間の長期化に伴う入院基本料の減少、それから高額な医療機器の購入に伴う減価償却の償却終了などによる収益の減少がございます。

一方、経営改善に努力しておるところでございます。

その一つとしては、平均在院日数の影響を受けない亜急性期病床をふやして収益を上げております。それから二つとしましては、外部からの接遇監査というものを受け、全職員を対象にした研修を開催しており、これを機会に患者さんに対するところの接遇の意識を徹底し続けていくことにしております。それから、患者さんのプライバシー保護のため、内科と整形外科外来の間仕切り改修をするとともに、アメニテ

ィー向上のため、廊下など環境を改善しております。四つには、病院スタッフと患者さんとの信頼関係を 構築するため、各セクションごとに職員を紹介するコーナーを設けております。

以上のことから、今後の病院経営のあり方については、佐藤議員にもお答えしているとおり、市立病院のみならず、西村山管内の二つの町立病院、県立病院や近接の高次医療機関を含めたこれら公立病院の広域的な運営のあり方を県の方にも申しあげておりますので、県及び西村山全体で考える必要があろうかなと、このように思っておるところでございます。

以上です。

〇新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

[大谷昭男教育委員長 登壇]

○大谷昭男教育委員長 児童生徒の安全、安心対策についてお答え申しあげます。

基本的には、学校、家庭、PTAや地域住民などが互いに連携を図って一体となって防犯活動を推進することが犯罪の抑止効果を生み出し、それが子供たちにとって安全、安心なまちづくりになると、このように考えております。

これまでこれらの活動を推進するために、各学校に情報を提供し、支援を行うとともに、寒河江警察署、 市市民生活課の生活安全係等と連携をとりながら、地域が一体となった体制が充実するよう努めてまいり ました。

緊急の連絡、緊急連絡というのは、主として事件や事案が発生した場合の具体的な対応の一つであり、 これらを整備すると同時に、まずこのような事案や事件が発生しにくい社会、これをどのようにしてつく り出していくのかを考えて対策を進めてきたところでございます。

このようなことから、地域との連携を深めた防犯体制の確立を図ってまいりましたが、御承知のとおり 現在ほとんどの小学校区に子ども見守り隊が結成され、学校と保護者だけではなくて、地域挙げて子供を 見守る体制が整うとともに、事件や事案の起こりにくい地域づくりに大きく貢献していただいていると考 えております。

さらに、これらの見守り隊がさまざまな情報を積極的に交換する中で、市の防犯協会の方々の御協力や 地域学校安全指導員の御協力を得て、全市的な取り組みになるよう連携を図り、成果を上げているところ であります。おかげをもちまして本年度は不審者による声かけ事案が、一昨年と比較して26件から今日現 在で6件と激減しており、これらの事案が発生しにくい地域づくりが推進されていると考えております。 地域を挙げた取り組みの大きな効果を実感し、感謝を申しあげたいと思っております。これらの活動が、 今後さらに地域に深く根づいたものになるよう推進していきたいとも考えているところです。

一方、児童生徒への指導といたしましては、自らの危険を回避する能力を育てることも重要だと考えております。このようなことから、各学校では寒河江警察署の生活安全課の方や青少年専門員などをお招きして、実際の場を想定しながら、危険を回避するにはどうするかなどの具体的な学習会を実施し、児童生徒が自ら判断して安全な行動がとれるよう指導しているところです。

次に、実際に事件が発生した場合の連絡系統についての御質問にお答え申しあげたいと思います。

万が一事案が市内で発生した場合、地域の方々が該当する学校に連絡するかあるいは警察に通報することになります。学校が情報を察知した場合、直ちに教育委員会に連絡が入り、教育委員会では各学校に危機意識を高めていただくために、ファックス通信を使って情報を発信します。これは、電話対応では時間がかかること、担当者がその場を離れられないこと、メール配信では一斉に送信はできるのですが、それに気づいて開いて見てくれないと、いわゆる即時性が失われるということが理由でございます。

これらの緊急情報を受信すると、各学校は必要に応じて、当該児童生徒の保護者はもちろんのこと、PTAの役員や地域の見守り隊員の方々に電話連絡等で対応しております。警察と学校は、緊急性の度合いに応じて電話連絡かファックスでいつでも連絡が入る体制になっており、教育委員会と各学校は基本的にファックスで緊急連絡する体制になっております。

学校間の情報ネットワークは、その緊急性や情報量に応じて、ファックスで一斉送信をしたり、校長会

等の連絡網を活用して電話で連絡したり、インターネットのメールを活用したりしております。

さて、御質問の中に緊急情報を携帯電話にメールで配信するシステムを至急検討すべきということについて、これがありましたのでお答えいたします。

携帯電話に電子メールで情報発信するそのねらいといたしましては、緊急事態の発生を速やかに登録した方々にお伝えし、対応していただくこと、多くの方々に事案を周知することによって危機意識を高めることなどが挙げられます。電子メールは、情報を多くの方々に伝えるという面では非常に有効であり、すぐれていると考えております。実際に活用している先進地の実践例を参考に検討したところ、この点については目標を達成していると、このように聞いております。

しかしながら、メールで発信する以上、誤報をお伝えするわけにはいかないので、警察の事情聴取の結果を受けて発信する体制をとっているそうです。そのために、情報の発信が翌日になることもあり、速やかな対応を期待するには難しい面があるなど課題もあるようでございます。

安全な地域づくりを推進するためには、さまざまな取り組みをすることが大切だと考えておりますが、 このようなことから、携帯電話の電子メールによる不審者情報の提供については、保護者のニーズなども 考慮に入れながら、今後さらに検討していきたいと、このように考えております。

また、GPSでの位置確認など情報機器を活用した防犯システムにつきましては、一部商品化もなっておりますけれども、管理システムをどこに置くか、どのような活用範囲にするかなど、まだまだ検討を重ねなければならないこともあり、今後さまざまなケースを含めて、広く実態に応じてどうあるべきか研究してまいりたいと思います。

これらのことは、教育振興計画にもまとめましたが、今後さらに児童生徒を見守る地域の目のネットワーク化などに取り組み、必要なものについては積極的に取り入れながら、さらに安全な地域づくりに向けて推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 柏倉信一議員。
- ○柏倉信一議員 1問に対する答弁をいただきました。

医療行政については、私の提言御理解いただいたというふうに解釈しておりますし、大変ありがとうございます。環境が許すのであれば、本来地方自治体が独自で病院経営ができれば、それは一番よいというふうに私も思いますし、そうあってほしいとも思うわけですが、1問でも申しあげましたとおり、市長はじめ病院スタッフの必死の努力でこれまで頑張ってきていただいているわけです。やっぱり医師の確保、財政問題などを考えると、実態は極めて厳しいと言わざるを得ない状況ではないのかなというふうに思います。

西郡の開業医さんの軒数なんかを見ても、もう西川町では開業医さんが一軒もいらっしゃらない、大江町、朝日町が3軒、寒河江が30軒の開業医さんがいらっしゃる。いろんな観点から病院の機能分担、広域的観点と関係者がこういうふうなことも踏まえた中で、いち早く対応を検討していかなくてはならないんではないかなというふうに私は思うところです。かなり広範囲な対象になるということを踏まえれば、当然それだけの御理解も得なくてはいけないというふうに思いますし、一朝一夕進むような話ではなかろうかなというふうには思いますけれども、余裕を持って対応できるほど現場は楽ではないんではないかなというふうに思いますんで、いち早い対応を期待をしたいというふうに思います。

教育行政について、何点か質問をさせていただきました。これは、これから先の時代というのは、どうも教育委員長のおっしゃることもわかるんですが、いわゆる在宅オフィスの時代になろうというときに、ファックス対応でどうなのかな。子供らにはデジタル・ディバイト、いわゆる情報格差というものも踏まえた中で教えていかなくちゃいけない時代に来ているんではないかなというふうに私は考えるわけで、パソコンにメールを送っても果たして開くかどうか、見るか見ないかわからない。見るか見ないかわからないというスタイルそのものが問題はないのかなというふうに私は思うわけで、そこら辺こそ逆に先生方がその感覚ではちょっと生徒はどうなるのかな。これからの時代には私は合わないような気がするんですね。

その辺から逆に、基本的な考え方を変えるべきではないのかなとちょっと思うわけですけども、山形市の子ども安全情報ということで配信した一例を申しあげると、10月29日昼12時ごろ、JA山形駅周辺で女子中学生が男から声をかけられ、つきまとわれるという事案が発生しました。双葉町二丁目地内の交差点で信号待ちをしていた女子生徒が自転車に乗った30代の男から肩をたたかれ、「ねえ、ねえ、かわいいね」と声をかけられました。女子生徒は、怖くなり、その場から走って逃げました。その後、友人との待ち合わせ場所である山形駅東口へ向かったところ、西口の地下道で同じ男とまた出会いました。走って待ち合わせ場所まで逃げましたが、男は太い柱の陰に隠れてしばらく様子をうかがっていたとのことですと。引き続き登下校時の安全確保に御留意及び御協力ください。こんなぐあいの配信がされているわけです。

これは、山形市の場合は、今年の2月2日からですか、導入されたシステムということで、その登録されたアドレスの数が約半年間で5,000件ぐらいあった。現在は約7,000件ぐらいあるというふうに言われておるようです。

事実確認までやって配信するか、あるいは経費や労力の点で問題はないとは言えないかもしれませんけれども、私今紹介した内容を聞いていただいておわかりいただけると思いますけども、最初から完璧なものを求める、そこまでいかなくてもいいんではないかなというふうに私は感ずるところがあるんですね。

IT関係だって、パソコンから主流がもう完全に携帯電話に変わっているというふうな実態というか。

近い将来必ずこういうシステムが求められるのは、私は間違いないんではないかなというふうに思うわけで、登録されたこのアドレスの保護、個人情報の管理に細心の注意を払えば、具体的には要はパソコンから携帯メールが受け取れる設定になっていれば実行可能なわけで、あとは送受信のアドレスの登録作業のみで、別に多額の経費もかからないんではないかなというふうに思います。

最初は限られた情報でも、子供たちが具体的にどういう環境にあるのか、どういう事件が身近に起きているのか関係者が情報交換して、迅速に父兄あるいは関係者に知らせるだけでも価値のあるものではないかなと私は思うわけですけども、まず完璧なシステムでなくても、いずれ必ずこういうものが要求されるんではないかなというふうなことを想定した場合、まずは取り組んでみるということは、価値は十分あるというふうに思いますが、再度教育委員長の御所見を伺いたいと思います。

- ○新宮征一議長 教育委員長。
- ○大谷昭男教育委員長 2問目にお答えしたいと思います。

私、先ほど1問目では三つの観点からお答え申しあげました。子供を守る地域づくりの観点であります、一つは。これには、言葉悪いですけども、地域の多くの目と心のネットワーク化ということだというふうに理解してお話し申しあげました。二つ目は、子供自身の安全を守る能力、これを育てていくこと。本来私が見たような気持ちでは大変残念な、こんなことじゃなくてひとりでに守られるべきものだと思いますけれども、やはり子供自身が安全を守る、そういう緒言的な能力を養わなきゃならぬということであります。三つ目は、子供を守るための情報の共有と安全確保手段の確立ということで申しあげました。

今2問目では、その最後の方の子供を守るための情報の共有、そして安全確保手段の確立ということでの再質問でございましたが、本市として山形市のことについての情報も提供いただきました。本市の情報提供、そして情報共有のあり方については、具体的な場面をよく知っている担当課長の方から答えさせたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

- ○新宮征一議長 指導推進室長。
- ○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 じゃ、お答えいたします。

現在のさまざまな情報伝達の方法ですが、委員長の答弁にもございましたが、さまざまな取り組みを進めて、重複したものをどんどん取り入れていくことは大事だというふうには考えております。だから、ファックスで送信した上でもメールなどで必要性があればどんどん送信することも検討していかなければいけないというふうには考えております。

ただ……ただというとちょっと語弊がありますが、先進地の事例 2 例申しあげますが、どちらも共通していたことがございました。 3 月に同様の御質問がありましたので、その後ずっと検討を重ねてきたわけですけども、その中で、先ほど申しあげたように私たちはメール活用のメリットを緊急事態に対して緊急連絡するための即時性を求めること、それから事案の周知徹底を図り、危機意識を醸成していくことというふうに定めて、その観点から検討したわけでございますけども、先進地 2 例、寒河江市の近隣ですが、問い合わせたところですけども、どちらも事案の周知徹底、つまり地域の危機意識の醸成には大きな役割を果たしているだろうという評価をしていると。ただし……

- ○新宮征一議長 室長、マイク前の方に向けて。
- ○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 即時性につきましては、先ほど申しあげましたとおり、どちらも夕方 事案が起こる場合が多いですので、発信が翌日になってしまって、正直申しあげると新聞報道の方が早く、 それに対する苦情もたくさんいただいているところだという回答をいただいたところです。

私たちが今ファックスで送信すると、緊急時の場合、各学校では電話でもちろん保護者に連絡しますし、 危機意識を醸成するためには翌日プリントにして保護者並びに地域に配布するという方法でやっておりま す。その方法で今想定される段階では十分なのではないかなというふうに考えているところですが、なお 検討を進めていきたいなというふうには思っております。

以上です。

- ○新宮征一議長 柏倉信一議員。
- ○柏倉信一議員 意思の固い教育委員会ですから、一たん出てきた答弁がそうたやすく変わるとは私も思っておりませんけども、ただ、ちょっと考え方が基本的に私と違うのは、形にはまったものでなければ情報として出せないんだと、手続き上完璧なものでなければ流せないんだということもわかります。それは立場上の問題もあろうかというふうに思います。

逆に、私が言っているのは、これはこのアドレス云々というのは、必ずしも教育委員会が事故、事件として扱ったものだけを流すというんじゃなくて、さっきの山形市内の配信されたものをあえてここで御披露申しあげたのは、要は双方向ですから、子供が親に入れたものを親が教育委員会にこういうことがありましたよというようなものが入ってくるという可能性だって往々にしてあるわけです。

私言わんとすることは、要するに隠れた部分は表に出てこないんじゃないんですかと。表に出てこない部分を皆さん方に披露できるということだってあるんではないかなと、情報として回せるということだってあるんではないかな。それは、事件になったものは当然のことながら、それは警察なりあるいは学校なりあるいは教育委員会なりが当然対応されると思いますけども、現実に具体的にはこういうこともあるんだよという事例は、それはいじめの問題にしても何にしてもそうですけども、公になったときというのは大体もう手おくれだと、もう形として、事件としてもうはっきりしているわけですから。だから、そういう意味合いのものももっと小さなうちから吸い上げるという部分だってあるんではないかと。

だから、私は完璧なものを、完璧なものをというふうに考える必要はこの時点ではそう固執することはないんではないかなというふうに申しあげたのはそこにあるわけですけども、だから逆に子供らが今どんな小さなことであってもこういうことがあったよ、ああいうことがあったよ、ただ単に声をかけられただけで、これは事件扱いにするのかと言ったら、それはしないと思いますよね。また、よほどはっきりした形で上がってくればそういうことはないわけですから。しかし、現実にはそういうものが事件に発展するということだって多々あるんではないか。

だから、要は私申しあげたいのは、くどいようですが、子供を取り巻いている環境が微妙に動いているような情報を有効活用するという意味合いからも配信システムは価値があるんではないでしょうか。

もう一点は、そういったシステムになれるということがまず一つあるだろうということと、とにかく父兄はほとんどの場合職場にいるというふうな感覚からすれば、携帯メールに来るものは間違いなく受け取ると思うんですね。さっきのパソコンやファックスと違うというのは、パソコンに配信したものは受け取らないという可能性は確かにある。たまたまそのパソコンの前に座っていなかったというのは大いにあるわけですから。そういう意味合いからすれば、携帯メールはほとんどの今の親御さんであれば見るんではないかな。だから、それを見ることによって、子供たちがどういう環境にあるかというものを理解してもらうにはいいんではないか。

これ以上申しあげて答弁を期待しても、大体同じではないかなというふうに思いますし、私の意図する ところは御理解いただいたというふうに思いますんで、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会 午後3時18分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成18年12月8日(金曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)																		
	1番 新					征一		議員			2 番 佐			藤	毅			議員
	3番 鴨		田	俊		廣	議員			4番		某	津	博		Ė	議員	
	5番 木		村		太		議員			6番		公	田		₹		議員	
7番 猪		倉	謙	太		議員			8番		5	Ш	忠		隻	議員		
9番 鈴		木	賢		也	議員			0番			木	春		5	議員		
11番 杯			倉	信		_	議員			2番	-	事	橋	勝		ζ	議員	
	14番 佐			藤			_	議員			5番	-	左	藤	暘		7	議員
	16番 川		越	孝		男	議員			7番	-	勺	藤	***	B		議員	
	18番 那		須			稔 	議員			9番		左 -	竹	敬		_	議員	
20番		遠		藤聖		作	議員		2	1番	1	₱	藤	忠	5	9	議員	
○欠席記		•	•															
	3番	引		橋	秀	_	治	議員										
○説明の					哉氏	名	=						'I=	D+			ζД	
佐	藤	誠	六	市			長			荒	木		恒	助数	育委	: 吕 .	役 ≡	
安孙	系子	勝	_	収		入	役			大	沼	保	義		務代			
奥	Щ	幸	助			理委 員	員会 長			佐	藤	勝	義	農	業委員	員会会	長	
那	須	義	行				学管理 3.E.			片	桐	久	志	総	合政	策談	₹長	
秋	場		元	委員会事務局長 総合政策課					菅	野	英	行		合政策				
			財 務 室 長 総合政策課企業											收革推:	些 全节	ξ		
尾	形	清	_	立地推進室長					Ξ	瓶	正	博	税	務	課	長		
有	Ш	洋	_				課長			浦	Щ	邦	憲	建	設	課	長	
柏	倉	隆	夫		設設					犬	飼	_	好	花	緑・ も		ぎ	
		四			備								ΧJ	推	進		長	
佐	藤っ	<u></u>	昭				課長				孫子	政	_	農	林	課	長	
兼	子 木	善	男 雄				課長			斎	藤川	健	<u>–</u>		康福 道事			
兼	不子						r 皮 務長			ガ芳					坦尹			
													-		校教育			
熊	谷	英	昭	学	校教	育	課長			菊	地	宏	哉		進			
エ	藤	恒	雄		E学習 興	-	ペーツ 長			安	孫子	雅	美	監	查	委	員	
宇	野	健	雄	監	查	委	員			洁	野		健		業委		<u>></u>	
				事	務	局	長			, F3	2-3		~ E	事	務局	⋾ 長		
○事務周 鹿	う職員 間	11日	花 康	事	系久	=	長			#	食	倊	描		長	油	仕	
		秃		総							沼		彦	/ 総				
"~	-				3,3					- `				,,,,,,	373			